第2章 犯罪被害者等支援に携わる関係機関の窓口等

I 捜査、裁判等における警察等の支援

(1) 警察

	所在地	電話番号	管轄
県警察本部	〒840-8540	0952-24-1111	_
	佐賀市佐賀市松原1-1-16		
佐賀南警察署	〒840-8530	0952-23-6110	佐賀市南部
	佐賀市本庄町大字本庄 55-		
佐賀北警察署	〒849-8502	0952-30-1911	佐賀市北部
	佐賀市高木瀬町大字東高木234-1		
神埼警察署	〒842-0006	0952-52-2114	神埼市、吉野ヶ里町
	神埼市神埼町枝ヶ里 55-		
鳥栖警察署	〒841-0051	0942-83-2131	鳥栖市、基山町、みやき町、
	鳥栖市元町1234-5		上峰町
小城警察署	〒845-0022	0952-73-2281	小城市、多久市
	小城市三日月町久米960		
唐津警察署	〒847-086 I	0955-72-2101	唐津市、玄海町
	唐津市二タ子3-1-5		
伊万里警察署	〒848-003 I	0955-23-3144	伊万里市、有田町
	伊万里市二里町八谷搦 69		
武雄警察署	〒843-0022	0954-22-2144	武雄市
	武雄市武雄町大字武雄5846		
白石警察署	〒849-1111	0952-84-2021	白石町、江北町、大町町
	杵島郡白石町大字東郷1249-3		
鹿島警察署	〒849-1304	0954-63-1111	鹿島市、嬉野市、太良町
	鹿島市大字中村900-15		

《佐賀南警察署・佐賀北警察署の管轄》

JR 長崎本線を基調としつつ、この沿線にある自治体の区域付近で分かれています。 主な自治会別の管轄区域は次のとおりです。詳しくは各警察署にお尋ねください。

○ 佐賀南警察署

勧興、循誘、巨勢、赤松、日新、新栄、蓮池、北川副、本庄、西与賀、嘉瀬、諸富、南川副、西川副、中川副、大託間、 東与賀、久保田

〇 佐賀北警察署

三瀬、富士、松梅、久保泉、金立、春日北、春日、川上、兵庫、高木瀬、鍋島、若楠、神野、開成

警察における各種相談窓口

住民からの各種要望及び相談に応じる窓口として警察本部に警察相談室を設置しているほか、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪被害相談、少年相談等個別の相談窓口を設けています。

相談内容	窓口	電話番号	備考
〇 犯罪被害に関する相談	警察本部犯罪被害者支援室	0952-24-1111(代)	
〇 犯罪被害給付金制度			
○ 警察に関する相談	警察相談室	0952-26-9110 又は#9110	受付時間 24 時
			間
〇 性犯罪被害相談	警察本部	#8103(ハートさん)	受付時間 24 時
		又は	間
		0120-73-8103	
〇 レディーステレホン	警察本部	0952-28-4187	平日午前8時30
			分~午後5時15
			分(時間外は留
			守番電話)
〇 ヤングテレホン	少年サポートセンター	0120-29-7867	平日午前8時30
	 ·場所 佐賀市松原2丁目 2-2		分~午後5時15
			分(時間外は留
			守番電話)
〇 暴力団相談	暴力相談 110 番	0952-24-0110	

【警察における支援内容】

情報提供

犯罪被害者等に対して、被害者の手引きの交付や、被害者連絡制度により情報提供を行っています。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪等の一定の身体犯の被害者又はその遺族
- ・ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

○ 被害者の手引き (警察本部広報県民課)

刑事手続の概要、捜査へのご協力のお願い、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口等についてわかりやすく記載したパンフレット「被害者の手引」を作成・配布しています。

○ 被害者連絡制度 (警察本部刑事企画課)

刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡をします。

経済的負担の軽減・経済支援

犯罪被害給付制度 (警察本部広報県民課、各警察署警務課)

故意の犯罪行為によってご家族を亡くされたご遺族、重大は怪我を負ったり疾病にかかったりした方や、後遺障害が残った方に対して、国が給付金を支給する制度です。

詳細は、「犯罪被害給付制度」に記載していますので、ご覧ください。

事件に遭ったことにより発生する経費の公費負担 (警察本部広報県民課、人身安全・少年課)

【支給する経費の項目】

○ 診断書等の経費

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書等に要する費用を公費により支出できる場合があります。

(対象要件等) 傷害等の身体犯の被害者 (但し対象に制限があります。)

○ 一時避難場所確保に係る経費

自宅が犯罪の現場となり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などには、公費により、一時的に避難するための宿泊場所を提供できる場合があります。

(対象要件等)犯罪被害者及びその家族、遺族

○ ストーカー・配偶者からの暴力事案の被害者等の一時避難に係る経費

ストーカー・配偶者からの暴力事案のうち、緊急性・切迫性が高いと認められる場合で親類・知人宅等への避難が困難な被害者やその親族等は、公費により、一時的に避難するための宿泊場所を提供できる場合があります。

○ ハウスクリーニングに要する経費

自宅等が犯罪現場となった殺人事件で、室内等が血液等で汚損した場合に、その清掃作業(ハウスクリーニング)に要する経費を公費で支出できる場合があります。

○ 司法解剖に関する経費

司法解剖が行われた場合、遺体を遺族の希望する場所(原則、県内に限る。)まで搬送するための経費を公費で支出できる場合があります。

○ 緊急避妊等の経費

性犯罪被害に遭われた方に対し、初診料、診断書料、緊急避妊費用等について、公費で支出できる場合 があります。

その他の被害者等が受けられる支援

○ 地域警察官による被害者訪問・連絡活動 (警察本部地域課)

犯罪被害者等の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づき訪問・連絡活動を実施しています。また、被害の態様等によっては、必要に応じて、パトロールや警察官による訪問・連絡活動を実施しています。

(対象要件等)・殺人、傷害、性犯罪等の一定の身体犯の被害者又はその遺族

○ カウンセリング (警察本部広報県民課)

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対し、精神的被害を軽減するため、警察、あるいは、 民間被害者支援団体等を通じた犯罪被害者等のための相談・カウンセリング体制を整備しています。

○ 再被害防止 (警察本部刑事企画課)

犯罪被害者等が再び同じ加害者から生命又は身体に関する犯罪被害を受けることを防止するため、情報 収集、警戒措置、自主警戒指導等の措置を実施しています。

(対象要件等)

・加害者から再犯による身体に関する犯罪被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置 を講ずる必要がある犯罪被害者等

○ 性犯罪被害者への支援 (警察本部広報県民課、人身安全・少年課、捜査第一課)

被害者が希望する性別の警察官による捜査、性犯罪被害相談窓口の設置、証拠採取における配慮、緊急避妊等の経費負担(初診料、診断書料、緊急避妊費用等)を行っています。

○ 被害少年への支援 (警察本部人身安全・少年課=【少年サポートセンター】)

性被害やいじめ等の被害少年の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援するため、少年相談窓口を

設置し、専門職員等による助言・指導やカウンセリングによる支援等を行っています。

○ 虐待被害児童への支援 (警察本部人身安全・少年課【少年サポートセンター】)

児童相談所等の関係機関との適切な連携と役割分担の下で、児童の保護に当たったり、警察官、少年補 導職員等による児童のカウンセリング、保護者に対する助言・指導等を行っています。

○ 暴力団犯罪の被害者への支援 (警察本部組織犯罪対策課)

暴力団犯罪による被害の回復を図るため、被害者からの申出に基づいて、被害回復交渉についての助言などの支援を行っています。

○ 交通事故被害者への支援 (警察本部交通指導課)

交通相談窓口を設け、交通事故被害者等からの各種相談に応じています。

○ **配偶者からの暴力事案に対する対応** (警察本部人身安全・少年課)

配偶者からの暴力事案には、被害者やその親族等の安全確保を最優先に考え、被害者等の安全な場所への避難や防犯カメラ等の設置による被害者等の保護措置をとります。また、保護命令制度の教示、保護命令が決定した場合の加害者への指導や申立人に対する防犯指導等を行っています。中でも身体への暴力の相談は、現行犯的に検挙したり、被害申告がなくても、加害者の逮捕を検討するなど、一歩踏み込んだ対応を図り、検挙に至らない場合でも、加害者に対する指導・警告を行うなどしています。

○ ストーカー事案に対する対応 (警察本部人身安全・少年課)

ストーカー事案には、被害者やその親族等の安全確保を最優先に考え、被害者等の安全な場所への避難や防犯カメラ等の設置による被害者等の保護措置をとります。また、各種法令の積極的な適用による加害者の検挙や、検挙に至らない場合でも加害者に対する指導・警告を行うなどしています。

【犯罪被害給付制度】

★ 犯罪被害給付制度とは

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病又は障害を負わされた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が一時金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図る制度です。

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は重傷病を負った被害者や障害が残った被害者に対し、精神的打撃、医療費や休業等による経済的打撃の緩和を図るために、一時金として支給されるもので、その種類は次のとおりです。

※ ただし、他の公的給付や損害賠償を受けた場合等は、給付金の全部又は一部が支給されないことがあま す。

≪犯罪被害者等給付金≫

- **給付額** 犯罪被害者の年齢や勤労による収入額等に基づいて算定されます。
- **支給を受けられる人** 日本国籍を有する人又は日本国内に住所を有する人です。

≪犯罪被害給付制度における給付金の種類≫

○ 遺族給付金

犯罪被害者の遺族に対して、犯罪被害者の年齢や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給 (支給額)

- ・生計維持関係遺族がいる場合 最高額2,964.5万円~最低額872.1万円
- ・それ以外の場合 最高額1,210万円 ~最低額320万円

(対象要件等)

- ・支給を受けられる方:亡くなられた犯罪被害者の第一順位遺族
- ・支給を受けられる遺族の範囲と順位
- Ⅰ ①配偶者(事実上の婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。)
- 2 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の ②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
- 3 2に該当しない被害者の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹

○ 重傷病給付金

重大な障害又は疾病を負った犯罪被害者に対して、保険診療による自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額を支給

(支給額)

上限額120万円

(負傷又は疾病から3年間における保険診療により医療費の自己負担相当額+休業損害を考慮した額 ≦120万円)

(対象要件等)

重傷病(加療|月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病(PTSD等の精神疾患については、加療|月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の疾病))を負った犯罪被害者本人

〇 障害給付金

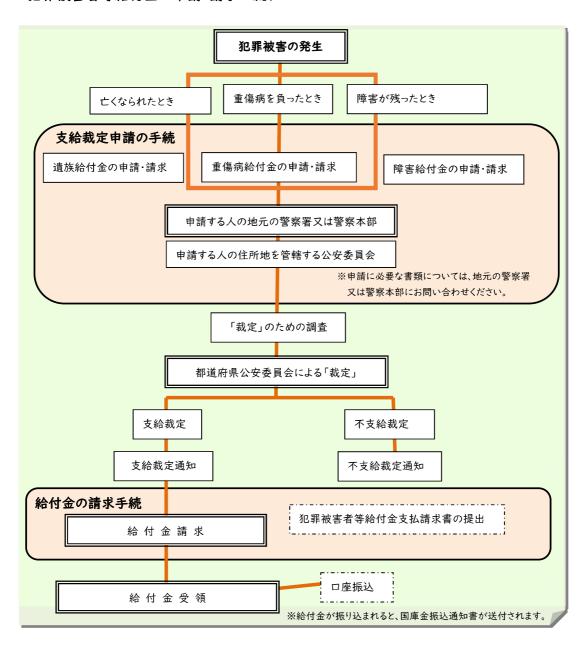
(支給額)

- ・重度の傷害(障害等級第1~第3級)が残った場合 最高額3,974.4万円~最低額1,056万円
- ・それ以外の場合 最高額1,269.6万円~最低額18万円

(対象要件等)

障害等級第1級~第14級の障害が残った犯罪被害者本人

≪犯罪被害者等給付金の申請・請求の流れ≫



◆「裁定」とは

都道府県公安委員会が支給に係る法定要件を確認するとともに、犯罪被害に関する事実関係などを明らかにし、給付金を支給するか否かを決める行政行為です。

◆「都道府県公安委員会による裁定に対する審査請求」

裁定内容に不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に国家公安委員会に審査請求をすることが出来ます。

犯罪被害者等給付金の申請、支給制限

◆ 給付金の申請等

・申請先

申請は、申請者の住居地を管轄する都道府県公安委員会に行いますが、手続は、警察署又は警察本部に、申請書と必要書類を提出して行います。

・申請の期限

申請は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、 重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときはできません。

ただし、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請できなかったときは、その理由のやんだ日から6か月以内に限り、申請をすることができます。

◆ 給付金の支給制限

次の場合には、給付金の全部又は一部が支給されません。

- ① 被害者と加害者の間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき
- ※ 夫婦間の犯罪は原則不支給(親族関係が破たんしていたと認められる事情がある場合等を除く)ですが、一定の要件を満たしているときは、給付金が支給される場合もあります。
- ② 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他犯罪被害につき被害者にも責めに帰すべき行為があったとき
- ③ 被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、給付金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき

◆ 他の公的給付や損害賠償との調整

労災補償などの公的給付や損害賠償を受けたときは、その額に応じて補償金が調整されます。 また、損害賠償を受けたときは、公安委員会にその旨を届けなけばなりません。

(2) 検察庁·裁判所

① 検察庁

(受付時間) 平日午前8時30分~午後5時15分

HP http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/saga/saga.shtml

検察庁の連絡先一覧

	所在地	電話番号	管轄
佐賀地方検察庁	〒840-0833	0952-22-	佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神埼
(佐賀区検察庁)	佐賀市中の小路 5-25	4185	市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みや
(鳥栖区検察庁)			き町
佐賀地方検察庁唐津支部	〒847-0012	0955-72-	唐津市、玄海町
(唐津区検察庁)	唐津市大名小路 1-14	8296	
佐賀地方検察庁武雄支部	〒843-0022	0954-22-	伊万里市、武雄市、有田町、大町町
(武雄区検察庁)	武雄市武雄町大字武雄	2369	
(伊万里区検察庁)	5662-1		
鹿島区検察庁	〒849-1311	0954-62-	鹿島市、嬉野市、江北町、白石町、太良
	鹿島市大字高津原 3575	2426	町

被害者ホットライン 電話番号/FAX 0952-22-4259

(平日午前8時30分~午後5時15分) 送致後の事件の処分、公判関係の相談等

② 裁判所

裁判所の連絡先一覧

	所在地	電話番号
佐賀地方裁判所	〒840-0833	0952-23-3161
佐賀家庭裁判所	佐賀市中の小路3-22	
佐賀簡易裁判所		
佐賀地方裁判所武雄支部	〒843-0022	0954-22-2159
佐賀家庭裁判所武雄支部	武雄市武雄町大宇武雄5660	
武雄簡易裁判所		
佐賀地方裁判所唐津支部	〒847-0012	0955-72-2138
佐賀家庭裁判所唐津支部	唐津市大名小路1-1	
唐津簡易裁判所		
鳥栖簡易裁判所	〒841-0036 鳥栖市秋葉町3-28-1	0942-82-2212
鹿島簡易裁判所	〒849-1311	0954-62-2870
佐賀家庭裁判所鹿島出張所	鹿島市大字高津原3575	
伊万里簡易裁判所	〒848-0027	0955-23-3340
	伊万里市立花町4107	

○ 地方裁判所·簡易裁判所

罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かなどを判断する刑事裁判と、私人間の紛争を法律的に解決する 民事裁判を行います。裁判手続では、犯罪によって被害を受けた方等を保護するための様々な制度が設けられています。

〇 家庭裁判所

非行少年、つまり罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などについて、調査、審判を行います。少年 審判手続では、少年犯罪によって被害を受けた方等に配慮した様々な制度が設けられています。また、夫婦や 親子関係などの争いごとを解決するために、審判や調停なども行っています。

【裁判所等における支援内容】

全般における支援項目

○ 被害者支援員による支援

犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、犯罪被害者等の状況に応じた関係機関・団体等を紹介するなどの支援活動を行う被害者支援員が、各地方検察庁に設置されています。

○ 被害者ホットライン

電話番号/FAX 0952-22-4259 (平日 午前8時30分~午後5時15分)

被害者等からの相談専用電話・FAXとして、各地方検察庁に被害者ホットライン(送致後の事件の処分、公判関係の相談等)を設置しています。

〇 被害者等通知制度

被害者等から申し出があった場合に、刑事事件の処分結果、裁判結果、加害者の収容先刑事施設、有罪裁判確定後の刑事施設における加害者の処遇状況、加害者の刑事施設からの出所情報等をお知らせします。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

【対象要件等】

- ·被害者本人
- ・被害者の親族又はそれに準ずる者

(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)

・目撃者その他の参考人等(一部の通知を除く。)

【手数料】不要

起訴・不起訴における支援項目

○ 不起訴記録の閲覧

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる事件(下記、裁判における支援項目「刑事裁判への参加(被害者参加制度)」参照)の被害者等については、「事件の内容を知ること。」などを目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

また、それ以外の事件の被害者等についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

【対象要件等】

殺人、傷害、過失運転致死傷等の一定の刑事事件について

- ·被害者本人
- ・被害者の法定代理人(親権者など)
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

の方の他、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要 と認められる場合

【手数料】不要

【申出先】検察庁

裁判における支援項目

○ 被害者に関する情報の保護

性犯罪等の刑事事件について、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないように求めることができ、 裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

【対象要件等】

- ·被害者本人
- ・被害者の法定代理人(親権者など)
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

【手数料】不要

○ 刑事裁判の優先的傍聴

傍聴希望者が多い事件で傍聴券が必要となった際、犯罪によって被害を受けた方等から事前に傍聴を希望する旨の申し出があった場合には、優先的に傍聴席が確保されるよう配慮します。

(申出先) 事件を審理している裁判所または事件を取り扱った検察庁

【対象要件等】

- ·被害者本人
- ・被害者の法定代理人(親権者など)
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族 (被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

【手数料】不要

○ 事件記録の閲覧、コピー

被害者等から第1回公判期日後事件の終結までに申し出があった場合は、原則として、刑事事件の記録の 閲覧、コピーをすることができます。※要予約

(申出先) 事件を審理している裁判所

また、起訴された事件の同種余罪の被害者等が、被害を受けた件の損害賠償請求をするために必要があるときには、起訴された刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。

(申出先) 事件を審理している裁判所に対応する検察庁

【対象要件等】

- ·被害者本人
- ・被害者の法定代理人(親権者など)
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

の方の他、閲覧・コピーしようとする事件の被告人等により行われた、その事件と同種の犯罪行為の被害者の方(同種余罪の被害者)等

【手数料】収入印紙150円(コピー代別途)

【申出先】裁判所、同種余罪の被害者等は検察庁

○ 意見陳述

被害者等からあらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見 を述べることができます。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

【対象要件等】

- ·被害者本人
- ・被害者の法定代理人(親権者など)
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受け た方の親や子など)、兄弟姉妹

【手数料】不要

○ 刑事裁判への参加(被害者参加制度)

殺人、傷害致死など故意の犯罪行為により人を死傷させた事件や過失運転致死傷などの事件について、 被害者等があらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、 一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができま す。また、これらの行為を弁護士に委託することもできます。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

【対象要件等】

殺人、傷害、過失運転致死傷等の一定の刑事事件について

- ·被害者本人
- ・被害者の法定代理人(親権者など)
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を 受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

【手数料】不要

- ※ 弁護士に依頼するお金がない場合(要件については日本司法支援センターの支援項目P63~参照)は、国 が報酬等を負担する弁護士(国選被害者参加弁護士)の選定を求めることができます。
 - ・ 国選被害者参加弁護士の選定を求める場合は、日本司法支援センター (法テラス)へ

≪被害者参加制度≫

○公判期日に出席することができる。○検察官の権限行使に関して、意見を述べたり説明を受けたりすることができる。

★ 公判の流れ

公訴の提起 ⇒ 起訴状の朗読 ⇒ 証人尋問 ⇒ 被告人質問 ⇒ 論告·求刑 ⇒ 最終弁論 ⇒ 判決

★ 参加制度の内容

- ① 参加制度の申出と許可
- ・被害者等による参加の申し出(検察庁)・裁判所の許可 ② 公判で行う具体的な内容
- ·証人尋問
- 証人に尋問することができる。一定の要件を満たす場合に、被告人に質問することができる。事実関係や法律の適用について意見を述べることができる。 ·被告人質問
- ·論告·求刑

○ 証言する場合の不安等緩和措置

事案によっては法廷で証言する際、あらかじめ申し出ることで、心理カウンセラーや民間団体の支援者、検察庁の被害者支援員、家族、教師に付き添ってもらうことや、被害者等と被告人や傍聴席との間につい立てを置くこと、法廷とテレビ回線で結ばれた別室から証言することができます。

(申出先) 検察庁(刑事事件のみ)または事件を審理している裁判所

【対象要件等】証人として証言する被害者等

【手数料】 不要

【申出先】 検察庁(刑事事件のみ)または裁判所

〇 刑事和解

被告人との間で、事件に関する損害賠償などの民事上の争いについて示談(和解)ができた場合には、被告人と共同して、事件を審理している刑事裁判所に対し、弁論の終結までに示談の内容を公判調書に記載することを求める申立てをすることができます。示談の内容が記載された公判調書には、民事裁判で和解ができたのと同じ効力があります。

(申出先) 事件を審理している裁判所

【対象要件等】

- ·被害者本人
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

【手数料】収入印紙2,000円

(注) 民事訴訟手続に移行した場合は、通常の訴訟の手数料が必要となります。

≪刑事和解≫

○この制度を「**利用しない手続き」**の流れ

和解(示談)の成立 ⇒ 被告人の不払い ⇒ 民事裁判 ⇒ 勝訴の確定判決 ⇒ 強制執行

○この制度を「**利用した手続き」**の流れ

和解(示談)の成立 (+公判調書への記載)⇒ 被告人の不払い ⇒ 公判調書 ⇒ 強制執行

- ※ 被告人が和解(示談)した際の約束を守らずにお金を払わない場合には、別の民事裁判を起こさなくても、 示談の内容が記載された公判調書を利用して、強制執行の手続きがとることができるようになります。
- ※ なお、一定の重大犯罪については、刑事裁判所に対し、被告人に対する損害賠償を申し立てることができます。

○ 損害賠償命令制度

殺人、傷害致死など故意の犯罪行為により人を死傷させた事件などについて、刑事事件を担当している 地方裁判所に対し、弁論終結まで被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

(申出先) 事件を審理している地方裁判所

【対象要件等】

殺人、傷害等の一定の刑事事件について

・被害者本人・被害者の一般承継人[相続人など)

【手数料】収入印紙2,000円(注)郵便切手

≪損害賠償請求に関する刑事手続の成果を利用する制度≫

○被告人に対し有罪の言い渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始されます。

刑事裁判(有罪判決) ⇒ 損害賠償命令の申し立てについての審理(□頭弁論又は審尋) ⇒ 損害賠償命令の決定

※ 異議申し立てがあった場合等は、通常の民事訴訟手続に移行します。

裁判後における支援項目

○ 再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

被害者等通知制度とは別に、再被害防止のために必要がある場合であって、別に定める加害者処遇状況等通知希望申出書を提出した被害者、その親族若しくはこれに準ずる者等が再び被害に遭わないように転居その他犯人との接触を避けるための措置をとる必要があるため、特に通知を希望する場合は、加害者釈放予定等を通知します。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

〇 確定記録の閲覧

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、刑事確定訴訟記録法に基づき、原則としてどなたでも閲覧することができます。

ただし、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障がある場合(刑事訴訟法第53条第 I項)や閲覧により犯人の改善更生を妨げるおそれや関係人のプライバシーを侵害するおそれがある場合等(刑事確定訴訟記録法第4条第2項各号)に閲覧が制限されることもあります。

なお、裁判書以外の記録の閲覧可能期間は、原則として裁判が確定した後3年間となっています。

(申出先)

事件を取り扱った検察庁(確定した刑事裁判の第一審判決言渡し裁判所に対応する検察庁)

少年事件における支援項目

○ 事件記録の閲覧・コピー

被害者等は、審判を開始する決定があった事件について、少年等のプライバシーに深く関わるものなどを除き、事件記録の閲覧、コピーをすることができます(審判を開始する決定がされた後、処分が確定してから3年以内)。※要予約

(申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所

【対象要件等】

- ·被害者本人
- ・被害者の法定代理人(親権者など)
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

【手数料】

収入印紙 | 50円(コピー代別途)

〇 意見陳述

被害者等は、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情や事件についての意見を述べることができます(事件が家裁に送致された後,少年の処分が決まるまで)。

(申出先) 事件を審理している裁判所

【対象要件等】

- ·被害者本人
- ・被害者の法定代理人(親権者など)
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

【手数料】不要

○ 審判結果の通知、審判状況の説明

・審判結果の通知

被害者等は、少年に対する処分結果等の通知を受けることができます(事件が家裁に送致された後、処分が確定してから3年以内)。

(申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所

・審判状況の説明

被害者等は、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます(事件が家裁に送致された後、処分が確定してから3年以内)。

(申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所

審判結果の通知、審判状況の説明

【対象要件等】

- ·被害者本人
- ・被害者の法定代理人(親権者など)
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

【手数料】不要

〇 審判傍聴

少年事件のうち、一定の重大事件(少年の故意の犯罪行為や過失運転致死傷などの交通事件によって被害を受けた方が亡くなったり、生命に重大な危険のある傷害を負った場合)については、裁判所の許可により、審判の傍聴をすることができます(事件が家裁に送致された後申出可。審判期日の間近に申出がされた場合には、傍聴が許されないこともあるため、早めの申出が必要)。

(申出先) 事件を審理している裁判所

【対象要件等】

少年の故意の犯罪行為(殺人、傷害致死など)や過失運転致死傷等の一定の重大事件によって

- Ⅰ 被害者が亡くなった揚合
 - ・亡くなった方のご遺族(配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹
- 2 被害者が生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った場合
 - ·被害者本人
 - ・被害者の法定代理人(親権者など)
 - ・被害者が重い病気やけがにより傍聴をすることが難しい場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹

【手数料】不要

財産犯等における支援項目

〇 被害回復給付金支給制度

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産(犯罪被害財産)については、その犯罪が組織的に行われた場合や、犯罪被害財産が偽名の口座に隠匿されるなどいわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合には、犯人からはく奪した犯罪被害財産を金銭化してその事件により被害を受けた方などに、その申請に基づき被害回復給付金を支給しています。

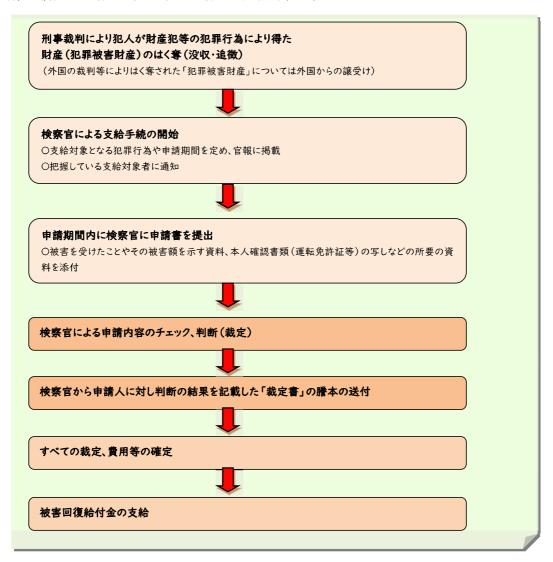
(対象要件等)

刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者等のほか、そうした犯罪行為と一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者等

(申出先)

支給手続を行うものとして公告された検察官が所属する検察庁

《被害回復給付金支給制度の基本的な支給手続の概要(流れ)》



※検察官による手続の一部を、弁護士である「被害回復事務管理人」任せることがあります。

2 司法·弁護·刑事施設等

① 日本司法支援センター佐賀地方事務所 (法テラス佐賀)

〒840-080 | 佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F

電話番号 050-3383-5510

HP http://www.houterasu.or.jp/

(組織の紹介)

平成 I 8年4月に、総合法律支援法に基づいて設立された公的な法人です。法テラスでは、犯罪被害者等が、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、

- ① 刑事手続の流れや各種支援制度等、法制度に関する情報の提供
- ② 犯罪被害者支援を行っている相談窓口の案内
- ③ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

を行っています。

○ コールセンター・犯罪被害者支援ダイヤル

電話番号 0570-079714(なくことないよ)

(支援内容)

犯罪被害者支援の知識・経験を持った専門の担当者が、

- ・相談窓口の紹介
- ・法制度の紹介
- ・犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介に関する情報提供

を行っています。

(受付時間)

平日午前9時~午後9時、土曜日午前9時~午後5時

(備老)

※固定電話であれば、料金は全国どこからでも3分8.5円(税別)です(PHS可)。

※IP電話からは、03-6745-5601までお電話ください。

※メール相談もできます。

→ホームページ(http://www.houterasu.or.jp/)から入力フォームに記入して送信

- ・金銭の貸し借りや相続など、様々な法的トラブルについては、
 - 一般ダイヤル(0570-078374「おなやみなし」)

も設け、情報提供しています。

○ 国選被害者弁護士の選定に関連する業務

刑事裁判への参加を許可された被害者参加人からの国選被害者参加弁護士の選定請求を受けて、国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知するほか、国選被害者参加弁護士に対する「報酬・費用の支払い業務などを行います。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪、自動車運転過失致死傷等の被害を受けた被害者やその配偶者、直系親族などで、 裁判所から刑事裁判への参加を許可された方(被害者参加人)であること
- ・資力(現金・預金等)に関する基準額(200万円未満)に該当すること(6か月以内に犯罪行為を原因として治療費などの費用を支出する見込みがあれば、その費用は資力から控除します。)

○ 被害者参加旅費等支給制度に関連する業務

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方は、被害者参加旅費等支給制度を利用して、国にその旅費・日当等の請求をすることができます。法テラスでは、裁判所を通じて受領した被害者参加人からの請求書等に基づき、旅費等の算定および送金業務などを行います。

〇 民事法律扶助業務

民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行い、弁護士費用などの立て替えを行います。保 護命令の申し立てについても対象となります。

※ 費用は、原則として毎月分割でお返しいただきます。

(対象要件等)

- ・収入等が一定額以下であること
- ・勝訴の見込みがないとはいえないこと(法律相談については、この条件は不要です。)
- ・民事法律扶助の趣旨に適すること
- ※ まずは、法律相談をお受けいただき、費用の立て替えを行うか審査をさせていただきます。

(相談方法) 面接 ※要予約

(相談担当者) 弁護士、司法書士

(相談時間)

■ 弁護士相談

每週月·火·金曜日 午後 | 時 30 分~午後 3 時 30 分

毎週水曜日 午前10時~午後0時

■ 司法書士相談

毎週火曜日 午前10時~午後0時

○ 日弁連委託援助業務としての犯罪被害者法律援助

日本弁護士連合会が法テラスに業務委託している犯罪被害者法律援助制度で、一定の犯罪被害者等を対象に、被害届の提出、告訴・告発、事情聴取同行、マスコミ対応、示談申入れへの対応など、刑事手続、少年審判等手続及び行政手続に関して、人権救済の観点から弁護士費用などの援助を行います。

※ 要した費用について、負担をしていただく揚合があります。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪、配偶者暴力(DV)、ストーカー等の被害を受けた方やその家族
- ・収入等の要件に該当すること
- ・弁護士に依頼する必要性・相当性があること

(相談担当者)

弁護士

○ DV等被害者法律相談援助

「総合法律支援法」の改正に伴い、平成30年1月24日より始まった法律相談制度です。

(対象者)

・配偶者暴力(DV)、ストーカー、児童虐待の被害を現に受けている疑いがあり、再被害の恐れがある方 (相談内容)

再被害の防止に関して必要な法律相談であれば、刑事・民事を問わずご相談いただけます。 法律相談は、弁護士との面談相談です。

(費用)

一定の基準を超える資産をお持ちの方には、後日、相談料(5,500円)をご負担いただきます。

【資産基準】

・法律相談実施時に有する処分可能な現金・預貯金の合計額が300万円以下であること ※ DV、ストーカー、児童虐待の被害により、法律相談実施日から I 年以内に支出することとなると 認められる費用の額(治療費など)は、現金・預貯金の合計額から控除します。

(お問い合わせ先)

日本司法支援センター佐賀地方事務所(法テラス佐賀) 電話 050-3383-5510 (受付時間)平日午前9時~午後5時

② 佐賀県弁護士会

〒840-0833 佐賀市中の小路7-19 佐賀県弁護士会館 電話番号 0952-24-3411 HP http://www.sagaben.or.jp

(組織の紹介)

弁護士法に基づいて地方裁判所の区域(管轄)毎に設置され、その区域に法律事務所を設けている全弁護士 と弁護士法人を会員とする団体です。

○ 法律相談

弁護士による法律相談(電話相談や面接相談)を行います。また、示談交渉、民事裁判の提起、告訴手続等、 捜査機関・司法機関(検察官から被害者への説明や裁判傍聴の同行など)・マスコミ等への対応、捜査機関 及び司法機関からの情報収集など様々です。

【地区ごとの相談対応一覧】

〇 佐賀地区

相談場所	相談日時	相談料等
佐賀市中の小路 7―19	月・水・金曜日(第2、第4月曜を除く)	30 分 2,000 円(税込) 予約必要
佐賀県弁護士会館内	午後 2 時 30 分~午後 4 時 30 分	※すべての地区の相談料は一律
	木曜日 午前 10 時~午後 0 時	2,200円(税込)です。
各弁護士事務所	月·木曜日 午後 6 時~午後 8 時	
	土曜日 午後 時~午後 3 時	

〇 鳥栖地区

相談場所	相談日時	相談料等
各弁護士事務所	随時	30 分 2,000 円(税込) 予約必要

〇 武雄地区

相談場所	相談日時	相談料等
各弁護士事務所	第 I·3 木曜日	30 分 2,000 円(税込) 予約必要
	午後 時~午後 4 時	

〇 唐津地区

相談場所	相談日時	相談料等
唐津市中町 5 3-3	第2木曜日	30 分 2,000 円(税込) 予約必要
牟田ビルⅠ階	第 · 3 · 5 土曜日 午後 時~午後 4 時	※相談予約電話番号は、
	笠 4 - レ明 ロ	0955-73-2985
	第4水曜日	
	午後 6 時~午後 8 時	

◇ 弁護士クィック・ナイター相談

·相談日時 毎週火曜日 午後 5 時 30 分~午後7時 30 分 毎週土曜日 午後 1 時~午後 3 時 30 分

(ただし、祝日は除く)

- ・電話受付 佐賀県弁護士会所属の弁護士 2 名による担当
- ·相談料等 約 10 分 無料

※ 詳しくは 佐賀県弁護士会 電話番号 0952-24-3411 まで

◇女性法律相談

·相談場所 佐賀県弁護士会館内

·相談日時 毎月第2、第4月曜日 午後2時30分~午後4時30分

(ただし、祝日は除く)

·相談料等 30 分 2,200 円(税込)

③ 福岡矯正管区

〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5丁目3-53 代表:総務課

電話番号 092-661-1137

刑事施設担当窓口:成人矯正第一課

少年施設担当窓口:少年矯正第一課

(組織の紹介)

法務省矯正局の地方支分部局として全国8か所に設置され、その管轄区域の刑務所、少年刑務 所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院が適切に管理運営されるよう指導監督を行って

〇 被害者等通知制度

(支援概要)

有罪裁判確定後の加害者に係る被害者等通知制度についての質問に対する一般的な説明等を行っています。

(同通知制度の希望聴取及び通知の窓口については、有罪裁判対応検察官となります。)

また、少年院送致処分を受けた加害者に係る被害者等通知制度についての質問に対する説明等を行っいます。

(対象要件)

- 被害者
- ・ 被害者の法定代理人(親権者など)
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)又は兄弟姉妹

(申出先)

- ※ 被害者等通知制度は、加害者の処分状況で申出先が異なりますので、注意してください。
 - ・刑事処分になった場合 ~ 事件を取り扱った検察庁
 - ・ 少年院送致処分の場合 ~ 少年鑑別所
 - ・保護観察処分の場合 ~ 保護観察所

○ 被害者との外部交通に関する相談

(支援概要)

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通(面会・信書の発受)に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

④ 刑事施設(刑務所、拘置所)

(組織の紹介)

刑事施設には刑務所、少年刑務所、拘置所があり、このうち、刑務所と少年刑務所は、主として受刑者を収容し、矯正処遇を行う施設であり、拘置所は、主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設です。

県内の刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)には、佐賀少年刑務所と麓刑務所があります。

佐賀少年刑務所

〒840-0856 佐賀市新生町2-1

電話番号 0952-24-3291 代表: 庶務課

〒841-0084 鳥栖市山浦町2635

電話番号 0942-82-2121 代表: 庶務課

○ 被害者等通知制度

(支援概要)

有罪裁判対応検察官から、加害者の処遇状況等に関する通知に係る連絡書を受けた場合は、刑事施設の長が通知希望者に通知することが相当でないと認める場合を除き、当該加害者に関する処遇状況等に関する事項を通知書により、有罪裁判対応検察官に通知しています。

また、同連絡書を受けた場合には、刑事施設の長は、当該刑事施設の所在地を管轄する地方更生保護委員会に対して、申出書の内容などを連絡しています。

(対象要件等)

- · 被害者
- ・被害者の法定代理人(親権者など)
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)又は兄弟姉妹又はこれらの者から委託を受けた弁護士

⑤ 佐賀保護観察所

〒840-0041 佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎内

電話番号 0952-24-4291

0952-27-4155(被害者専用)

(組織の紹介)

各地方裁判所の管轄地域ごとに全国50か所に設置され、保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関です。保護観察中の加害者が再び犯罪・非行をすることのないよう、期間中、指導監督などをするとともに、犯罪被害者等の心情などを伝達し、保護観察中の加害者に被害の実状等を直視させて、反省や悔悟の情を深めさせることも行っています。

○ 心情等伝達制度

(支援概要)

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴き、これを保護観察中の加害者に伝えます。

(対象要件等)

- ・加害者が保護観察中であること
- · 被害者本人
- ・被害者の法定代理人(親権者など)
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)又は兄弟姉妹

(申出先)

加害者の保護観察を実施している保護観察所又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

〇 被害者等通知制度

(支援概要)

犯罪被害者等に対し、保護観察中の加害者の処遇状況などに関する事項について通知を行います。

(対象要件)

- 被害者本人
- ・ 被害者の法定代理人(親権者など)
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族(被害を受けた方の 親や子など)又は兄弟姉妹
- ・ 被害者等から委託を受けた弁護士

〇 意見等聴取制度

(支援概要)

刑務所等からの仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かに関する審理において、仮釈放等に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。

(対象要件)

- ・ 仮釈放・仮退院の審理の対象となっている加害者の犯罪等により被害を受けた方
- ・ 被害者の法定代理人(親権者など)
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族(被害を受けた方の 親や子など)又は兄弟姉妹

(申出先)

仮釈放等審理を行っている地方更生保護委員会又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

〇 相談・支援

(支援概要)

犯罪被害者等の相談に応じ、悩みごとを聞いたり、各種制度の説明や、関係機関の紹介などを行っています。

⑥ 佐賀少年鑑別所

〒840-0856 佐賀市新生町I-IO 電話番号 0952-26-228I 代表:庶務課

(組織の紹介)

主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、その心身の状態等について専門的な調査や診断を行う法務省所管の施設です。その結果は、家庭裁判所に送付され、審判や少年院、保護観察所での指導・援助に活用されます。

○ 被害者等通知制度

(支援概要)

犯罪被害者等から、少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類を受け付けています。

(対象要件)

- 被害者本人
- ・ 被害者の法定代理人(親権者など)
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族(被害を受けた方の 親や子など)又は兄弟姉妹
- ・ 被害者等から委託を受けた弁護士

⑦ 少年院

※ 県内に少年院は、ありません。

(組織の紹介)

少年院とは、家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、再び犯罪・非行を犯さないよう、 健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行う法務省所管の施設です。

(支援内容)

少年院では、少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する被害者等に対して、加害少年が収容されている少年院の名称及び所在地、教育予定期間、個人別矯正教育目標、出院年月日等を通知しています。

⑧ 九州地方更生保護委員会

〒810-0044 福岡県福岡市中央区六本松四丁目2番3号 福岡第二法務合同庁舎2階 電話番号 092-761-7822

(組織の紹介)

各高等裁判所の所轄区域ごとに全国8か所に設置され、加害者の刑務所などからの仮釈放や少年院からの仮退院などを許すかどうかを判断する法務省に属する国家機関です。

〇 被害者等通知制度

(支援概要)

刑務所、少年院などに収容されている加害者の仮釈放等審理の開始や結果に関する事項について通知 を行います。

(対象要件)

- Ⅰ 加害者が刑務所などに収容された場合
 - ① 被害者本人
 - ② 被害者の親族又はそれに準ずる者
 - (親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)
 - ③ ①又は②の弁護士である代理人
- 2 加害者が少年院に収容された場合
 - ① 被害者本人
 - ② 被害者の法定代理人(親権者など)
 - ③ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族 (被害を受けた方の親や子など)又は兄弟姉妹
 - ④ ①ないし③から委託を受けた弁護士

(申出先)

1については、事件を取り扱った検察庁 2については、少年鑑別所

○ 意見等聴取制度

(支援概要)

刑務所などからの仮釈放や少年院からの仮退院を許すかどうかに関する審理において、仮釈放や仮退院に関する意見や被害に関する心情等を述べることができます。

お聴きした御意見等は、加害者の仮釈放や仮退院を許すかどうかの判断に当たって考慮されるほか、仮釈放又は仮退院を許す場合には、加害者のその後の保護観察における指導に当たって考慮されます。

(対象要件)

加害者が仮釈放等審理中であること

- ① 被害者本人
- ② 被害者の法定代理人(親権者など)
- ③ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)又は兄弟姉妹

(申出先)

仮釈放等審理を行っている地方更生保護委員会又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

(窓口) 九州地方更生保護委員会(審査部門被害者担当)

⑨ 佐賀県司法書士会

〒840-0843 佐賀市川原町 2-36 電話番号 0952-29-0626 FAX 0952-29-5887 HP http://www.sagashiho.jp/

(組織の紹介)

司法書士法に基づいて法務局又は地方法務局の管轄区域毎に設置され、その区域の司法書士を会員とする団体です。司法書士は、不動産取引や会社設立等における登記手続の代理、簡易裁判所における民事事件の訴訟代(140 万円以下)のほか、裁判所・検察庁・法務局に提出するあらゆる書類の作成を手がけています。

○ 総合相談センター

(支援内容)

- ・ 犯罪被害にあった後の対応についての助言や刑事手続きに関する情報提供、告訴状や告発状の 書類作成
- ・請求内容が140万円以下のものであれば、加害者に対し裁判外での示談交渉や損害賠償・慰謝料等の請求を行うほか、簡易裁判所を通して示談交渉や損害賠償・慰謝料等の請求

(受付時間)

毎週水曜日午後2時~午後6時(祝日除く)

(費用)

I時間 5,000円(税別)

(相談方法)

面接 ※要予約

(問い合わせ先)

電話番号 0952-29-0626

3 犯罪被害者等支援団体 等

① 佐賀県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体 認定特定非営利活動法人 被害者支援ネットワーク 佐賀 VOISS (ボイス)

〒849-0925 佐賀市八丁畷町I-20 佐賀県衛生合同庁舎 別館 電話番号/FAX 0952-33-2130

HP http://www.saga-voiss.jp

(組織の紹介)

被害者支援ネットワーク佐賀VOISSは、暴行、傷害、殺人、性犯罪、DV、ストーカー被害、交通犯罪などの犯罪被害者やその家族に対し抱える問題の解決や心のケア等を行うとともに社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、誰もが安全に安心して暮らす権利を保障する社会の実現を目的とした民間の団体です。

○ 電話相談・面接相談・メール相談

相談員(被害者支援について専門的な訓練を積んだ者)による継続的な相談を行っています。必要に応じ、 警察や検察庁等の他の支援機関の情報提供や紹介を行っています。

〇 直接的支援

自宅訪問、警察署・病院・検察庁・刑事裁判等への付添い等を必要に応じ行っています。

受付窓口 電話番号 0952-33-2110 メール voiss@f3.dion.ne.jp

受付時間 平日 午前10時~午後5時

「公益社団法人全国被害者支援ネットワーク」について

犯罪被害者等に対する支援活動を行う団体及び法人間の連携と相互協力を通じて、被害者等に対する 支援活動を効果的にするとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者等の被害回復 と軽減に資することを目的に、平成 10 年5月に設立された団体です。

佐賀県内では、「被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS」が加盟しています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

所在地 〒113-0033 東京都文京区本郷 2-14-10 東京外国語大学本郷サテライト 6 階

② 佐賀犯罪被害・交通犯罪被害者遺族の会 自助グループ「一歩の会」

(組織の紹介)

被害者等が自ら立ち上げた自助グループです。

同じような被害に遭われた方同士でお互いの気持ちや経験を語り合う自助グループ「一歩の会」を奇数月の第一土曜日に開催しています。

〇窓口

認定特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS

③ 九州・沖縄犯罪被害者連絡会「みどりの風」

会長 松永まり子(熊本)

所在地 〒839-0824 福岡県久留米市善道寺町飯田 745 番地

FAX 0942-27-9266

メールアドレス ninotoru@gmail.com

連絡先 090-5385-2038 (二宮)

HP http://midorinokaze-qo.com

(組織の紹介)

「みどりの風」は、犯罪の種類や都道府県単位の枠を超えて、犯罪被害者同士が連携していこうと殺人、 傷害など身体的犯罪及び交通犯罪の被害者とその家族、遺族からなる正会員と会の趣旨に賛同する支援 者が活動する会で、平成23年6月に設立されました。

コロナ禍によって、犯罪被害者大会やシンポジウムの開催が中止されたり、交流が規模縮小されたり、活動が非常に困難になっておりますが、SNSを活用するなど創意工夫を凝らして犯罪被害者の交流を続けています。

とりわけ、孤立を深めている犯罪被害者の方とのふれあい活動に全力を傾注しています。

○ 連絡会の目的

- ・犯罪被害者同士の出会いと交流を広げる
- ・ 犯罪被害者の抱える困難な問題に理解ある専門家・支援者のアドバイスを頂き、各地の自助活動に 支援を届ける
- ・ 行政・司法・教育の各方面へ犯罪被害者の実情を発信する

〇 活動内容

- ・ 犯罪被害者大会(九州沖縄から集まり泊りがけで交流を行う)
- ・ 犯罪被害シンポジウム(犯罪被害の理解を広める活動)
- ・ 報道勉強会(報道関係者と犯罪被害の報道のあり方について考える会)
- ・ 講演活動(中学校、高校での命の授業、矯正施設での更生再犯防止のための講話)
- ・情報収集のための広報活動(未解決事件の情報収集のための広報活動)
- ・相談業務

電話番号

090-5385-2038(事務局:二宮)

090-4517-9805(佐賀・廣瀬)

④ 公益財団法人犯罪被害救援基金

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-3-6 平河町共済ビル内 電話番号 03-5226-1020 FAX 03-5226-1023

HP http://kyuenkikin.or.jp/

(組織の紹介)

国民の浄財からなる基金で、犯罪被害者遺児等に対する学資の給与などの救援事業を行っています。

○ 奨学金等給与事業

通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金や入学一時金を 給与します(返済の必要はありません)。

(対象要件等)

以下の各要件に当てはまる方

- ・人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子,孫、弟妹 等
- ・犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子、孫、弟妹等
- ・学校等に在学(幼稚園等に在園する3歳以上の幼児から大学院生及び外国の大学又は大学院への留学生)し、学業・人物ともに優秀で、かつ、学資の支払いが困難であると認められる子、孫、弟妹等

(申出先)

警察本部広報県民課又は最寄りの警察署被害者支援担当窓口

〇 支援金支給事業

現に著しく困窮し、加害者による賠償が期待できず、かつ、公的な救済制度又は保険対象外であるなど、 特別な救済を行うべき理由がある犯罪被害者等に支援金を支給しています。

(対象者)

犯罪等により被害を被った者又は犯罪等により死亡した場合の遺族

(申出先)

公益財団法人犯罪被害救援基金

4 県、市町等

(1) 県くらしの安全安心課関係

① 県犯罪被害者等支援担当窓口

県民環境部くらしの安全安心課 地域安全担当 〒840-8570 佐賀市城内I-I-59 (県庁旧館I階) 電話番号 0952-25-7060 FAX 0952-25-7327 HP http://www.pref.saga.lg.jp

○ 犯罪被害者相談電話 0952-25-7060

(支援内容) 県が実施する支援制度に関する相談対応、関係機関・団体等の紹介 (受付時間) 平日 午前8時30分~午後5時15分 (窓口) 県民環境部 くらしの安全安心課 地域安全担当(旧館1階)

※佐賀県弁護士会との協定に基づく犯罪被害者等のための法律相談について

県は、犯罪被害者等から弁護士相談の依頼を受ければ、県から弁護士会に対し法律相談を依頼し、弁 護士会が犯罪被害者支援に精通した弁護士による被害者の法律相談を行います。

県は、法律相談に係る費用(2回まで)を負担します。

くらしの安全安心課 地域安全担当へお電話ください。

② 佐賀県交通事故相談所

〒840-0815 佐賀市天神3-2-11 アバンセ3階 くらしの安全安心課内 佐賀県消費生活センター 電話番号 0952-25-7061

(組織の紹介)

交通事故関係者の抱える様々な問題について、専任の交通事故相談員が、相談を受け付け、公正な立場から助言や問題解決の支援を行っています。

相談電話番号 0952-25-7061

(相談の内容・受付時間等)

- ・損害賠償、保険請求の方法、示談の方法等についての相談
 - ~ 毎日(年末年始を除く) 午前9時~午後4時 ※ アバンセの休館日は電話相談のみです。
- ·弁護士相談
 - ~ 第2·第4金曜日(原則)午前10時~午後0時
 - ※ 予約制です。まずは、交通事故相談所へお電話ください。

(2) 県現地機関等

① 消費生活センター等の消費生活相談窓口

(組織の紹介)

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を消費生活相談員が受け付け、問題解決に向け、各種アドバイスやあっせんを行います。

(支援内容)

○ 相談業務(電話又は来所)

消費者からの消費生活に関するトラブルの相談に対し、消費生活相談員が助言やあっせん、情報提供を行います。

【消費者庁消費者ホットライン】 電話番号 局番なし 188番(いやや!)

全国には、消費生活センターが855か所(平成30年4月1日現在)あり、その他、全ての市町村に消費生活相談窓口が設置されています。消費者ホットラインは、全国共通の電話番号で、地方公共団体が設置している最寄りの消費生活相談窓口をご案内するものです。

○県の消費生活センター

佐賀県消費生活センター

〒840-0815 佐賀市天神3-2-11 アバンセ3階 くらしの安全安心課内

【消費生活相談】電話番号 0952-24-0999

相談日 毎日(年末年始除く) 午前9時~午後5時(午後4時30分までにお電話をお願いします)

〇市町の消費生活センター等の消費生活相談窓口 一覧

※令和3年4月現在

	相談日	電話番号
佐賀市消費生活センター(本庁)	平日 午前9時~午後4時	0952-40-7087
※ 佐賀市の各支所の来所相談は、各支	所の相談日前日12時までに「佐賀市消費生活	舌センター」に予約して
ください。相談時間は、各支所とも午	前9時~午後3時までです。	
諸富支所	第2·第4木曜日	0952-40-7087
大和支所	每週水曜日	(本庁で受付)
富士支所	第2·第4火曜日	
三瀬支所	第2金曜日	
川副支所	毎週月曜日	
東与賀支所	第1·第3木曜日	
久保田支所	第1·第3金曜日	
唐津市消費生活センター	平日 午前8時30分~午後5時15分	0955-73-0999
鳥栖市消費生活センター	平日 午前9時~午後4時	0942-85-3800
多久市市民生活課	毎週月·水·木曜日	0952-75-6117
	午前10時~午後4時	
伊万里市消費生活センター	平日	0955-23-2136
	午前9時~午後0時	
	午後1時~午後4時	
武雄市消費生活センター	平日	0954-23-9500
	午前9時~午後0時	
	午後1時~午後4時30分	
鹿島市商工観光課	毎週月·金曜日	0954-63-3412
	午前9時30分~午後0時	
	午後1時~午後4時30分	

小城市消費生活センター	毎週月·火·水·金曜日	0952-72-5667
	午前9時30分~午後0時	
	午後1時~午後4時30分	
嬉野市観光商工課		0954-42-3310
塩田庁舎(相談会場:嬉野市中央公民館)	毎週火曜日	
嬉野庁舎	毎週木曜日	
※塩田庁舎・嬉野庁舎への相談電話は、観光	- - 商工課(0954-42-3310)までお願	inします。
時間は午前9時30分~午後0時、午後1時~	午後4時30分(受付は午後4時まで)	です。
神埼市商工観光課	毎週火・金曜日	0952-37-0107
	午前9時~午後0時	
	午後1時~午後3時	
吉野ヶ里町産業振興課	毎週木曜日	0952-37-0350
(東脊振庁舎)	午前9時~午後0時	
	午後1時~午後3時	
基山町住民課	每週金曜日	0942-85-8171
	午前9時30分~午後3時30分	
上峰町総務課	第2·第4火曜日	0952-52-2181
	午前9時~午後3時	
みやき町企画調整課	毎週月·水曜日	0942-89-1655
	午前9時~午後0時	
	午後1時~午後3時	
玄海町住民課	毎週金曜日(月4回)	0955-52-2158
	午前10時~午後4時	
有田町住民環境課	毎週火·木曜日	0955-46-2114
	午前9時30分~午後4時30分	
大町町企画政策課	水曜日(月3回)	0952-82-3112
	午前10時~午後0時	
	午後1時~午後4時	
江北町地域振興課	火曜日(月3回)	0952-86-5615
	午前10時~午後0時	
	午後1時~午後4時	
白石町商工観光課	毎週木曜日(月4回)	0952-84-7123
	午前10時~午後0時	
	午後1時~午後4時	
太良町企画商工課	毎週水曜日	0954-67-0312
	午前9時30分~午後0時	
	午後1時~午後4時30分	
	(受付は午後4時まで)	

[※] 詳しくは各相談窓口までお問い合わせください。

② 県保健福祉事務所·市福祉事務所

(組織の紹介)

(福祉事務所)

都道府県及び市に設置が義務づけられた「福祉に関する事務所」で、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成や更生の措置に関する事務を行っています(都道府県の設置する福祉事務所については、生活保護法、児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法に関する事務となります)。

(保健所)

健康に関する住民からの相談に幅広く対応するため、地方公共団体(都道府県や政令市や中核市)が設置する機関です。医師、保健師、栄養士、薬剤師、獣医師等の医療保健の専門職が働いており、心身の状況を総合的に扱うことができます。

※ なお、佐賀県では平成18年度より県の福祉事務所と保健所が統合されて、「保健福祉事務所」となっています。

O 相談·援護 [県保健福祉事務所]

身体的・精神的な健康に関しての不安や不調に関して、問題の整理をしながら、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行います。

相談内容や相談者の状況に応じて、必要な場合には、保健師が自宅に訪問相談・援護をして相談に乗ることもできます。

また、特に大規模な災害や事件等におけるPTSD等の精神的な課題に関しては、初期の対応のみならず、中長期的な支援も行っており、医療機関や市町と協力しながら継続的に、相談に乗ることができます。 また、被害者を支援する方の相談に応じることもできます。

〇 相談業務等

生活保護等に関する福祉全般の相談業務等を行っています。

〇 生活保護制度 [県保健福祉事務所、市福祉事務所]

生活に困窮している方で、資産・稼働能力等を全てに生活費に充当しても、基準とされる最低限度の生活を維持できない場合に、その不足分について保護(支給)を行います。

○ 母子父子寡婦福祉資金貸付金[県保健福祉事務所、市福祉事務所]

母子家庭の母親や父子家庭の父親、その扶養している児童などに対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の修学に必要な資金などの生活資金の貸付を行います。

(対象要件等)

- ・母子家庭の母親、父子家庭の父親・・・20歳未満の児童を扶養している方
- ・寡婦・・・かつて母子家庭の母として児童を扶養していたことのある方
- ・40歳以上の配偶者のいない女子(母子家庭の母及び寡婦及びかつて婚姻をしたことがない女子を除く) 一部資金については、児童本人

○ 高等職業訓練促進給付金事業 [県保健福祉事務所、市福祉事務所]

母子家庭の母親又は父子家庭の父親が看護師等の就職に有利な資格を取得するため、6月以上養成機 関で修業する場合に、修学期間の一定期間について、最長で4年間、毎月一定額を支給するとともに、受講修 了後に修了支援給付金を支給します。

(対象要件等)

以下の要件にすべて該当する方

・児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得基準にあること

- ・修業年限6月以上の養成機関で一定の過程を修業し、対象資格の取得が見込まれるもの
- ・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められるもの
- ・ 過去に訓練促進給付金の支給を受けていないこと

○ 高等職業訓練促進資金貸付金事業 [県保健福祉事務所、市福祉事務所]

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学する方で、将来給付金の対象となった資格が必要な業務に従事しようとする方に対し、入学準備金や就職準備金の貸付けの相談窓口を行います。

○ 自立支援教育訓練給付金事業 [県保健福祉事務所、市福祉事務所]

実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母親又は父子家庭の父親に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(対象要件等)

以下の要件すべてに該当する方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得基準にあること
- ・ 当該教育訓練を受講することが適職に就くために必要であると認められるものであること
- ・ 原則過去に訓練給付金を受給していないこと

県保健福祉事務所の連絡先等

	所在地	電話番号
佐賀中部保健福祉事務所	〒849-8585 佐賀市八丁畷1-20	0952-30-1321
鳥栖保健福祉事務所	〒841-005 鳥栖市元町 234-	0942-83-2161
唐津保健福祉事務所	〒847-0012 唐津市大名小路3-1	0955-73-4185
伊万里保健福祉事務所	〒848-004 伊万里市新天町坂口 22-4	0955-23-2101
杵藤保健福祉事務所	〒843-0023 武雄市武雄町昭和265	0954-22-2103

市福祉事務所の連絡先等

	所在地	電話番号
佐賀市福祉事務所	〒840-850 佐賀市栄町 -	0952-24-3151
神埼市福祉事務所	〒842-860 神埼市神埼町鶴3542-	0952-52-1111
唐津市福祉事務所	〒847-8511 唐津市西城内1-1	0955-72-9153
鳥栖市福祉事務所	〒841-8511 鳥栖市宿町1118	0942-85-3553
多久市福祉事務所	〒846-8501 多久市北多久町大字小侍7-1	0952-75-2113
小城市福祉事務所	〒845-8511 小城市三日月町長神田2312-2	0952-37-6107
伊万里市福祉事務所	〒848-850 伊万里市立花町 355-	0955-23-2111
武雄市福祉事務所	〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和12-10	0954-23-9235
鹿島市福祉事務所	〒849-1312 鹿島市大字納富分2643-1	0954-63-2119
嬉野市福祉事務所	〒849-1411 嬉野市塩田町大字馬場下甲	0954-66-9121
	1769	

母子生活支援施設について

○ 母子生活支援施設とは

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援することを目的とした施設です。

入所の申し込みは、居住地の福祉事務所に対して行うことになります。また、申し込みについては、母子からの依頼に基づいて、母子生活支援施設が母子の代わりに行うこともできます。

緊急母子一時保護

(支援内容)

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援します。※都道府県等が所得の状況に応じて定める金額を負担。

(対象要件)

以下に該当し、かつその児童の監護を十分に果たすことができない女子とその児童・夫との死別・離婚 や夫の失踪等により、現在夫がいない女子など

(入所申込)

居住地の市役所または福祉事務所

※ 上記施設に関する入所の申込みは、居住地の市役所または福祉事務所までお願いします。

③ 佐賀県ひとり親家庭サポートセンター

〒840-0804 佐賀市神野東2丁目6番 10号(佐賀県駅北館2階)

電話 0952-97-9767 FAX 0952-31-8064

(組織の紹介)

ひとり親家庭や寡婦の方の各種の相談に応じるとともに、生活指導や就業相談などを総合的に行う県の施設です。一般の方に施設の貸し出しも行っています。

センターの管理運営は、一般財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会が行っています。

○ 就業・自立サポート

·就業相談

専門の就業相談員が相談に応じます。

(相談日・時間) 火曜日~日曜日 10時~19時(事前予約が必要です)

·母子家庭等就業支援講習会

自立・就業へ向けて、無料で技能や資格を取得することができます。(介護職員初任者研修、パソコン 講座等)

(対象者)ひとり親家庭の親や寡婦

・弁護士による無料法律相談

家庭紛争、遺族相続、養育費等の法律問題

(相談日・時間) 毎月第4木曜日 午後1時~3時(事前予約が必要)

・専門家による無料心理相談

生活上の諸問題

(相談日・時間) 毎月第3日曜日 午後1時~3時(事前予約が必要)

·生活相談

経済的・社会的・精神的な悩みの相談

(相談日·時間) 火曜日~日曜日 午前 10 時~午後7時

○ 母子・父子自立支援プログラム策定等事業

県や福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、 ハローワーク他関係機関と緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

(対象要件等)

原則、児童扶養手当受給者とし、児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象外としています。

〇 日常生活支援

ひとり親家庭及び寡婦が、修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、または生活環境の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣します。

④ 児童相談所

中央児童相談所 〒840-085 | 佐賀市天祐 | -8-5 総合福祉センター内 電話番号 0952-26-1212 北部児童相談所 〒847-0012 唐津市大名小路3-1 唐津保健福祉事務所 電話番号 0955-73-114 |

(組織の紹介)

児童相談所は、市町と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に 応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の 子どもや家庭に適切な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として設置されています。

○ 児童相談所の連絡先、相談内容等

(相談の内容)

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要する相談等に応じています。 また、要保護児童の通告対応等についても行っています。

(受付時間等)

〈来所相談〉午前8時30分から午後5時15分まで

〈電話相談〉中央児童相談所(0952-26-1212)午前8時30分から午後10時まで

北部児童相談所(0955-73-1141)

(※緊急の児童虐待相談等については、365日24時間対応)

- ・児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いち・はや・く)」
- ・児童相談所相談専用ダイヤル「0120-189-783(いちはやく・おなやみを)」

乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設について

○ 乳児院とは

親の死亡や病気・家出・虐待など様々な事情で家庭での養育が困難な乳児(特に必要のある場合、幼児も含む。)を入所させて養育し、退所後も相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

○ 児童養護施設とは

保護者のない子ども、虐待されている子どもその他環境上養護を必要とする子どもを入所させ養護し、退 所した後も相談や自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

○ 児童自立支援施設とは

不良行為などにより、生活指導等を要する子どもを入所または通所させ、個々の子どもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、退所した後も必要な相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

※ 上記施設に関する相談は、児童相談所までお願いします

⑤ 佐賀県婦人相談所

〒840-085 | 佐賀市天祐1-8-5 総合福祉センター内 電話番号 0952-26-1212

(受付時間) 平日 午前8時30分~午後5時15分 ※ 緊急の連絡は24時間受付

(組織の紹介)

売春防止法及びDV防止法等に基づき、要保護女子及び配偶者等からの暴力被害女性、その他何らかの問題を抱えている女性の相談に応じるとともに、必要な助言等を行っています。

〇 相談業務等

国籍、年齢を問わず、何らかの問題を抱えた女性に対し、電話相談、面接相談に応じるほか、DV被害者の心身の回復のため心理面及び医療面からの援助、また必要に応じ、保護命令申立にかかる支援や緊急に保護が必要な女性の一時保護等を行っています。

〇 自立支援

自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供等の支援を行っています。

配偶者暴力相談支援センターについて

○ 配偶者暴力相談支援センターとは

配偶者暴力相談支援センターは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)」に規定されているDV被害者支援の専門機関です。

佐賀県では、

「佐賀県婦人相談所」と「佐賀県立男女共同参画センター(アバンセ)」 が配偶者暴力相談支援センターの機能を有する施設となっています。

配偶者からの暴力被害者支援情報(内閣府HP)

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html

⑥ 佐賀県立男女共同参画センター(アバンセ)

〒840-0815 佐賀市天神3-2-11

電話 0952-26-0011 FAX 0952-25-5591

HP https://avance.or.jp

(休館日) 月曜日、年末年始 [12月29日~1月3日]

(組織の紹介)

「男女共同参画社会づくりを目指す拠点施設」として人材養成・研修、意識啓発、交流促進、情報収集・提供、調査研究、学習機会の提供、各種相談という7つの機能を持ち、様々な事業を行っています。

DV防止法制定に伴い、平成14年4月からは配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことになりました。

〇 相談業務等

様々な問題や悩みを抱える方に対し、相談員による電話相談や面談相談を行っています。 弁護士や臨床心理士又は公認心理士が相談に応じる専門窓口もあります。

〇 自立支援

自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について の情報提供等の支援を行っています。

【女性総合相談】 電話 0952-26-0018

◇ 女性のための総合相談

女性の様々な悩みについて、女性の相談員が、相談に応じます。

火~土曜日 午前9時~午後9時

日·祝日 午前9時~午後4時30分

※ 月曜日、年末年始は休み

◇ 女性のための法律相談(要予約)

女性が抱える問題について、女性弁護士が面談により相談に応じます。

毎月第1土曜日·第3木曜日 午後1時~午後4時

◇ 女性のためのこころの相談(要予約)

精神的な不調を感じている女性に対して、女性臨床心理士又は公認心理師が面談による相談に応じます。

毎月第1木曜日·第3土曜日 午後2時~午後4時

【男性総合相談】 電話 080-6426-3867(面談については要予約)

男性の様々な悩みについて、男性の臨床心理士又は公認心理師が相談に応じます。

電話: 毎週水曜日 午後7時~午後9時

※祝日、年末年始は休み

面談:每月第4土曜日 午後2時~午後4時

※面談の予約が無い場合は、電話による相談に応じます。

【LGBTsに関する相談】 電話 090-1926-8339

LGBTsに関する様々な悩みについて、相談員が電話による相談に応じます。 毎月第2土曜日・第4木曜日 午後2時~午後4時

性暴力救援センター・さが(さが mirai)について

○ さが mirai とは

性暴力救援センター・さが(さが mirai:さがみらい)は、性暴力被害に遭われた方の支援を行う相談窓口です。佐賀県が平成24年7月に設置した性暴力被害者のための相談窓口として、「医療的支援」と「精神的支援」、「経済的支援」の3つを柱とした支援を行っています。

「医療的支援」は、産婦人科や小児科などでの必要な支援(望まない妊娠の回避や、性感染症検査など)を行うものです。「精神的支援」は、女性の臨床心理士によるカウンセリングなどにより、被害者のこころの負担を和らげるものです。「経済的支援」は、医療的支援や精神的支援に係る費用を無償化して、被害者の経済的負担を軽減するものです。

この3つを柱とした支援により、被害者の方が心身共に回復されることを目指しています。

※ さが mirai の「mirai」は、mine:私のもの(私のからだは私のもの)、rainbow:虹(雨上がりの回復の象徴)の頭文字から名づけられています。

医療的支援

拠点院や連携医療機関で の必要な医療支援

精神的支援

カウンセリング、相談支援 など 3つの支援で被害者の

心身の 回復を目指す

経済的支援

カウンセリングや医療費の費用負担の軽減(条件あり)

○ さが mirai の HP

https://www.avance.or.jp/mirai.html

- さが mirai 相談窓口
 - ・性暴力救援センター・さが(さが mirai) 電話番号 0952-26-1750 (佐賀県医療センター好生館内)
 - ・アバンセ女性総合相談 電話番号 0952-26-0018

(佐賀県 DV 総合対策センター内)

受付日時 火曜~土曜日 午前 9 時~午後 9 時、日曜·祝日 午前 9 時~午後 4 時 30 分 ※月曜は休み

- さが mirai に関するお問合せ先
 - ・佐賀県DV総合対策センター 電話番号 0952-28-1492【直通】 〒840-0815 佐賀市天神 3-2-11 佐賀県立男女共同参画センター(アバンセ)内 ※アバンセ休館日 毎週月曜日、年末年始 [12月29日~1月3日]

⑦ 精神保健福祉センター

〒845-000| 小城市小城町178-9

電話番号 0952-73-5060 FAX 0952-73-3388

HP http://www.pref.saga.lg.jp/list02684.html

(組織の紹介)

精神保健の向上や精神障害者の福祉の増進を図るために都道府県が設置する機関で、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、相談指導など精神保健に関する広範囲な活動を行っています。

〇 相談業務等

【こころの相談(精神保健福祉相談)】

(支援内容)

- ・ 夜眠れない、気持ちが落ち込んでいるなどの心の健康相談、精神科医療に関する相談、アルコールやギャンブル等の依存症に関する相談、思春期の子どもさんに関する相談など、幅広く精神保健福祉全般の相談をお受けしています。
- ・ つらい体験が忘れられない、親しい人を亡くし、どうしてよいかわからないなど、犯罪被害を受けられた 方やそのご家族の心の相談にも対応しています。

(相談方法)

来所·電話相談 電話番号 0952-73-5060

- ・精神科医師、臨床心理士、保健師等がご相談に対応します。
- ・相談は無料です。
- ・継続的な治療が必要な方には、医療機関をお勧めする場合があります。
- ·相談受付 平日 午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分
- ・来所相談は予約が必要です。事前にお電話でご予約ください。

【家族教室・つどい】

アルコール・薬物依存、ギャンブル等依存、ひきこもり等の家族教室やつどいを行っています。 詳細はお電話でおたずね下さい。

※ その他、こんなご相談もお気軽におたずねください。

- ・ 自立支援医療(精神通院医療)や精神障害者保健福祉手帳などの福祉制度について知りたい。
- ・ 心の健康、精神保健福祉に関する各種研修会について情報を知りたい。
- ・ セルフヘルプグループ (自助グループ)活動について知りたい。など

○ 佐賀こころの電話 電話番号 0952-73-5556

こころの悩み、育児・介護・職場での悩み、対人関係の悩みなど、些細なことから、ご相談を受けています。お 気軽にお電話ください。

受付時間:平日 午前 9 時~午後 4 時 *土·日·祝·年末年始休み

⑧ 教育委員会

〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59

(組織の紹介)

児童生徒が犯罪被害者になった場合に、市町教育委員会や学校、関係機関等との連携を図り、被害者等の要望や心情に配慮した適切な対応を行っています。

また、災害や事件・事故などへの対応として、緊急的にスクールカウンセラー(臨床心理士等)やスクールソーシャルワーカー(社会福祉士、精神保健福祉士等)が速やかに対応できるよう支援に努めます。

○ 心のテレホン相談(相談電話番号) 0952-30-4989

(相談の内容) 児童生徒及び保護者の不安や悩み事の相談

(受付時間等) 24時間

○ いじめホットライン(相談電話番号) 0952-27-0051

(相談の内容) 児童生徒及び保護者のいじめ問題の悩み事の相談

(受付時間等) 24時間

9 学校

(組織の紹介)

在籍する児童生徒が犯罪被害者となった場合に、教職員による支援を行うとともに、臨床心理に関して 専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーや、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けるスク ールソーシャルワーカーにより、児童生徒やその保護者の支援を行います。

〇 スクールカウンセラー

学校においては、スクールカウンセラーが児童生徒や保護者のカウンセリングを行うほか、災害や事件・事故などが起きた場合には、緊急的にスクールカウンセラーが配置され、災害や犯罪の被害児童生徒の心のケアに努めます。

《スクールカウンセラー》

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者(臨床心理士等)

- O助言·援助 ⇒ 家庭(保護者)、教職員
- ○悩みのある児童生徒へのカウンセリング ⇒ 児童生徒(友人、家庭、地域)
- ・問題行動等(いじめ、暴力行為、不登校等)
- ・緊急支援派遣(心のケアを要する事象の発生【自殺、災害等】

○ スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーが災害や犯罪の被害児童生徒の支援に努めます。

《スクールソーシャルワーカー》

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の 実績等がある者(社会福祉士、精神保健福祉士等)

- **○連携・調整** ⇒ 教職員、関係機関(児童相談所、福祉事務所等)
- ○児童生徒が置かれた様々な環境問題への働きかけ ⇒ 児童生徒(友人、家庭、地域)
- ・問題行動等(いじめ、暴力行為、不登校等)
- ·貧困対策等(児童虐待、就学援助、生活保護等)

⑩ 公共職業能力開発施設

(組織の紹介)

佐賀県や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置・運営している公共職業能力開発施設には、県立産業技術学院、佐賀職業能力開発促進センターがあります。

(支援内容)

職業訓練

求職者に、就労に直接関係した技術を身に付けるための研修コース(職業訓練)などを提供しています。

(窓口)

県立産業技術学院

〒846-003 | 多久市多久町7 | 83- | 電話番号 0952-74-4330 FAX 0952-7 | -9033 HP https://www.pref.saga.lg.jp/sangi/default.html

独立行政法人高齡·障害·求職者雇用支援機構佐賀支部

佐賀職業能力開発促進センター(ポリテクセンタ―佐賀)

〒849-0911 佐賀市兵庫町若宮1042-2(JR伊賀屋駅前) 電話番号 0952-26-9497 FAX 0952-26-9494 HP https://www3.jeed.go.jp/saga/poly/

県における労働相談(中小企業労働相談所・労使紛争相談)について

県産業人材課では、労働相談を受け付けています。

また、佐賀県労働委員会や佐賀労働局では、労働者と使用者等とのトラブルについて、公正・中立的な立場から、解決に向けたお手伝いをしています。

下記のところまでご連絡ください。

- ◆ 中小企業労働相談所(県産業人材課)労働問題に関する相談・情報提供 0952-25-7100(平日8:30~17:15)
- ◆ 労使紛争相談(県労働委員会事務局)労働関係に関する紛争のあっせん 0952-25-7242(平日 8:30~17:15)

(3) 市町関係

① 市役所·町役場

市役所・町役場の連絡先等

		所在地	代表電話番号 (FAX)	被害者支援担当
佐賀	貫市役所	〒840-850 佐賀市栄町 - 〒840-080 佐賀市駅前中央 -8-32iスクエアビル 階	0952-24-3151 (0952-29-2095)	0952-40-70 2 (生活安全課交通安全·防 犯係) ※ 所在地はスクエアビル 階
各	諸富	〒840-2192 佐賀市諸富町大字諸富津1-2	0952-47-2131	_
支	大和	〒840-0292 佐賀市大和町大字尼寺1870	0952-62-1111	_
所	富士	〒840-0598 佐賀市富士町大字古湯2685	0952-58-2111	_
	三瀬	〒842-030 佐賀市三瀬村三瀬2764	0952-56-2111	_
	川副		0952-45-1111	_
	東与賀	〒840-222 佐賀市東与賀町大字下古賀	0952-45-1021	_
	久保田	〒849-0203 佐賀市久保田町大字新田 3331-3	0952-68-2111	_
唐清	聿市役所	〒847-8511 唐津市西城内1-1	0955-72-9111 (0955-72-9180)	0955-72-9113 (総務課庶務係)
各	浜玉	〒849-5192 唐津市浜玉町浜崎1151-1	0955-53-7100	_
市	厳木	〒849-3192 唐津市厳木町厳木997	0955-53-7110	_
民	相知	〒849-320 唐津市相知町相知2055-	0955-53-7120	_
セ	北波多	〒847-1292 唐津市北波多徳須恵1097-4	0955-53-7130	_
ン	肥前	〒847-1526 唐津市肥前町入野甲1703	0955-53-7140	_
9	 鎮西	 〒847-040 唐津市鎮西町名護屋 530	0955-53-7150	_
_	呼子		0955-53-7160	_
	七山	〒847-1106 唐津市七山滝川1254	0955-53-7170	_
鳥村	I 西市役所	〒841-8511 鳥栖市宿町1118	0942-85-3500 (0942-82-1994)	0942-85-3506 (総務課庶務係)
多ク	ス市役所	〒846-8501 多久市北多久町大字小侍7-1	0952-75-2111 (0952-75-2110)	0952-75-2181 (防災安全課安心安全係)
伊刀	5里市役所	〒848-850 伊万里市立花町 355-	0955-23-2111 (0955-23-6113)	0955-23-2190 (人権·同和対策課)
武な	推市役所	〒843-8639 武雄市武雄町大宇昭和12-10	0954-23-9111 (0955-23-3816)	0954-23-9223 (防災·減災課安全安心係)
鹿島	鲁市役所	〒849-1312 鹿島市大宇納富分2643-1	0954-63-2111 (0954-63-2129)	0954-63-2112 (総務課防災係)
	城市役所	〒845-8511 小城市三日月町長神田2312-2	0952-37-6111 (0952-37-6163)	0952-37-6107 (社会福祉課地域福祉係)
	野市役所 (田庁舎)	〒849-1411 嬉野市塩田町大字馬場下甲1769	0954-66-3111 (0954-66-3119)	0954-66-9111 (総務・防災課安全安心グ ループ)
	嬉野庁舎	〒843-030 嬉野市嬉野町大字下宿乙 185	0954-43-1111 (0954-42-3300)	_

神埼市役所		〒842-860Ⅰ	0952-52-1111	0952-37-0104
		神埼市神埼町鶴3542-1	(0952-52-1120)	(防災危機管理課消防交通係)
各	千代田	〒842-8502 神埼市千代田町直鳥166-1	0952-44-2111	_
支所	脊振	〒842-0292 神埼市脊振町広滝555-1	0952-59-2111	_
吉野	ア里町	〒842-850Ⅰ	0952-53-1111	0952-37-0330
役場	<u>=</u>	神埼郡吉野ヶ里町吉田321-2	(0952-52-6189)	(総務課交通防災係)
(三	田川庁舎)			
	東脊振庁舎	〒842-0193	0952-52-5111	_
		神埼郡吉野ヶ里町三津777	(0952-53-1106)	
基山	」町役場	〒841-0204	0942-92-2011	0942-85-8171
		三養基郡基山町大字宮浦666	(0942-92-2084)	(住民課くらしの安心・安全係)
上峰	译 町役場	〒849-0123	0952-52-2181	0952-52-2181
		三養基郡上峰町大字坊所383-1	(0952-52-4935)	(総務課総務係)
みや	き町役場	〒849-0113	0942-89-1651	0942-89-1651
(北)	茂安庁舎)	三養基郡みやき町大字東尾737-5	(0942-89-1650)	(総務課選挙·防災担当)
	(中原庁舎)	〒849-0101	0942-94-5721	_
		三養基郡みやき町大字原古賀1043	(0942-94-5720)	
	(三根庁舎)	〒840-1192	0942-96-5531	_
		三養基郡みやき町大字市武1381	(0942-96-5530)	
玄海	野役場	〒847-∣42∣	0955-52-2111	0955-52-2158
		東松浦郡玄海町大字諸浦348	(0955-52-5008)	(住民課こども・くらし係)
有田	可役場	〒849-4192	0955-46-2111	0955-46-2111
		西松浦郡有田町立部乙2202	(0955-46-2100)	(総務課)
	有田町東	〒844-0011	0955-43-2105	_
	出張所	西松浦郡有田町岩谷川内2-8-1		
大町	J町役場	〒849-2101	0952-82-3111	0952-82-3111
		杵島郡大町町大字大町5017	(0952-82-3117)	(総務課庶務係)
江北	心 町役場	〒849-0592	0952-86-2111	0952-86-2111
		杵島郡江北町大字山口 65 -	(0952-86-2130)	(総務課行政係)
白石	町役場	〒849-1192	0952-84-2111	0952-84-7111
		杵島郡白石町大字福田 247-	(0952-84-6611)	(総務課危機管理·防災係)
太良	1町役場	〒849-1698	0954-67-0311	0954-67-0129
		藤津郡太良町大字多良1-6	(0954-67-2425)	(総務課庶務人事係)

【市町における支援内容】

総合的な相談・情報提供等

○ 総合的な相談・情報提供 (窓口:市町被害者支援担当課)

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して相談業務を行い、被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うと共に、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

★ 犯罪被害者等見舞金 (窓口:市町被害者支援担当課)

各市町の犯罪被害者等支援条例に規定している見舞金支給制度に基づき、犯罪等の被害による犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、一時的な生活資金として、次の見舞金の支給を行っています。

手続きに関しては、支援対象外の場合や申請期間がある場合がありますので、詳しくは各市町の犯罪被害者等支援担当課にお尋ねください。

·遺族見舞金

(対象者) 殺人・傷害等の犯罪被害に遭い亡くなられた方の遺族

(見舞金額) 30 万円

・傷害見舞金(伊万里市は傷病見舞金)

(対象者) 傷害等の犯罪により加療1か月以上を要する傷害を負った被害者

(見舞金額) 10 万円

年金制度 (窓口:市町年金担当課)

〇 遺族基礎年金

国民年金加入中の方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が死亡したときに、死亡した方に生計を維持されていた子のある配偶者や子に支給します。

(対象要件等)

- I 被保険者が死亡したとき、または被保険者であった方で日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方が死亡したときに、死亡した被保険者の保険料納付済期間及び免除期間が被保険者期間の3分の2以上あること、または令和8年3月31日までにおいて、死亡日の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。
- 2 死亡した方に生計を維持されていた I 8歳に達した年度の年度末までの子、又は障害年金の障害等級表で I、2級の障害の状態にある20歳未満の子、あるいは、その子と生計を同一にしており、死亡した方に生計を 維持されていた配偶者であること。

〇 障害基礎年金

国民年金加入中にかかった病気やけががもとで一定以上の障害が残った場合などに、一定額を支給します。身体的な障害のみならず、精神的な障害についても、受給できる可能性があります。

(対象要件等)

- I 病気やけがの初診日に被保険者である方、または被保険者であった方で日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方が以下の要件に該当していること。
 - ・初診日から1年6か月を経過した日またはその期間内に症状が固定した日に、障害年金の障害等級表で1、2級の障害の状態にあるとき。
 - ・保険料納付済期間及び免除期間が被保険者期間の3分の2以上あること、または令和8年3月31日までにおいて、初診日の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。
- 2 初診日が20歳前にある場合は、20歳になったときに障害年金の障害等級表で1、2級の障害の状態にあること。

障害者福祉に関する支援内容

◆ 障害者福祉:障害者手帳の交付

〇 身体障害者手帳

身体に障害のある方本人又は保護者(本人が15歳未満の場合)の申請により、身体障害と認められた方に手帳を交付しています。

手帳の取得により、更生援護施設への入(通)所、居宅介護の給付、更生医療の給付、補装具の交付及び修理、重度心身障害者医療費の助成、日常生活用具の給付・貸与、在宅手当の給付、各種税の減免及び控除、運賃の割引などのサービスが障害の程度に応じて受けられます。

※ 診断書作成料は有料です。

(対象要件等)

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に一定以上の永続する障害がある方

〇 療育手帳

知的障害のある方本人又は保護者の申請により、知的障害と判定を受けた方に手帳を交付しています。手帳の取得により、各種税の減免及び控除、公共施設(県)の使用料等の免除、NHKの受信料の減免、携帯電話料金の割引などが受けられます。

(対象要件等)

県の判定機関である児童相談所(18歳未満の方)、または知的障害者更生相談所(18歳以上の方)で知的障害と判定された方

〇 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある方に、本人の申請により手帳を交付しています。

手帳の取得により、各種税の減免及び控除、公共施設(県)の使用料等の免除、NHKの受信料の減免、携帯電話料金の割引などが受けられます。※診断書作成料は有料です。

(対象要件等)

統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病及びその他の精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方

◆ 障害者福祉:医療費の援助

〇 自立支援医療費支給制度

障害者総合支援法に基づいて、身体・知的・精神の障害の種類にかかわらず、市町が福祉サービスを一元化して提供することになりました。

自立支援医療費の支給としては、

· 精神通院公費

(精神疾患があり通院による精神医療が継続的に必要な程度の方)

・育成医療

(身体上の障害・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童)

· 更生医療

(身体障害者手帳を持っており障害を回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方)にかかる費用の自己負担額上限額が原則として1割になります。ただし、世帯の所得により負担上限額が決められています。

(連絡先)

市町、保健福祉事務所、通院している医療機関

〇 重度心身障害者医療費助成

重度の心身障害者の方が病院等で要した医療費のうち、保険診療に係る自己負担分(入院時食事療養費等及び1人1月500円を除く)を助成する制度です。ただし、所得制限があります。

事前に登録が必要ですので、お住まいの市町にご相談ください。

(対象者)

県内にお住まいの国民健康保険、社会保険、後期高齢者医療制度の加入者で

- ・身体障害者手帳 | 級から2級の方
- ・知能指数35以下の方
- ・身体障害者手帳3級でかつ知能指数50以下の方

◆ 障害者福祉:手当の支給

〇 特別児童扶養手当

精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母等に対し、手当を支給します。

〇 特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に対して、手当を支給します。

〇 障害児福祉手当

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳未満の方に対して、手当を支給します。

子育でに関する支援内容

◆ 子育て支援:子どもの医療費助成

○ 子どもの医療費助成

出生の日から、中学校までの子どもの保険診療にかかった医療費の自己負担額の一部を助成します。 ただし、保険者から支給される附加給付金や高額療養費及び入院時食事療養費は除きます。

※ なお、市町により、対象を拡大しているところもあります。 詳しくは、各市町の担当窓口にお尋ねください。

◆ 子育で支援:手当の支給

〇 児童手当

以下の支給要件等に該当する児童を養育している方に対して、一定額を支給します。

(支給要件等)

市町内に住所があり、中学校修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方。ただし、請求者の前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得が一定額以上ある場合は、支給制限がある。

〇 特別児童扶養手当(再掲)

精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母等に対し、手当を支給します。

◆ 子育て支援:就学等支援

〇 就学援助

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。

(対象要件等)

市町内に住所を有し、小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者で、生活保護受給者又は教育委員会がそれに準じる保護者と認定した方

◆ 子育て支援:保育サービス

〇 一時保育

日頃は家庭で子育てをしていても、日常生活上の突発的な事情や社会参加など(短期のパート勤務、病気の介護、冠婚葬祭、育児の心理的・肉体的負担の解消)のため、一時的に家庭での保育が困難となる場合、保育所等を利用することができます。

※ 利用料金は有料です。

(対象要件等)

- ・ 保護者の就労や傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭等により、一時的に家庭における育児が困難となる児童
- ・保護者の育児等に伴う心理的、肉体的負担を解消するため、一時的に保育が必要となる乳幼児 ※ 具体的要件については、各市町の担当窓口にお問い合わせください。

〇 子育て短期支援事業

◇ 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

(※ 鳥栖市、多久市、武雄市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、玄海町、大町町、江北町、 太良町は未実施)

保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等にその児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行います。

また、宿泊できる場合もあります。※ 利用料が必要です。

(対象要件等)

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童

◇ 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

(※ 大町町、江北町は未実施)

保護者が疾病、育児疲れその他の身体上若しくは精神上の理由により家庭において児童を養護することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により、緊急・一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一時的に養育・保護を行っています。※利用料が必要です。

(対象要件等)

以下の事由に該当する家庭の児童、母子等

- ・児童の保護者の疾病
- ・育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神の事由
- ・出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- ・冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- ・経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

ひとり親家庭に対する支援内容

◆ ひとり親家庭:医療費の援助

〇 ひとり親家庭等医療費助成

母子家庭の母親、父子家庭の父親及び児童等の医療費のうち、保険診療分の自己負担額の一部を助成します。

ただし、健康保険組合等から支給される附加給付金や高額療養費及び入院時食事療養費は除きます。

(対象要件等)

母子家庭の母親、父子家庭の父親と養育する児童、父母のいない児童で所得要件を満たす世帯

- ・母子家庭の母親、父子家庭の父親(20歳未満の児童を養育している者)
- ・児童(18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者)

ただし、所得額により、支給できない場合がある。

◆ ひとり親家庭:手当の支給

〇 児童扶養手当

父親又は母親の離婚・死亡等により、父親又は母親と生計をともにしていない児童(18歳になった日以降の最初の3月31日までの間にある児童)を監護する母親、父親又は養育する者に対して一定額を支給します。

(対象要件等)

市町内に居住地を有し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(20歳未満で政令で定める程度の障害を有する児童を含む)で、次のいずれかの状態にある児童を養している父親又は母親、養育者

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が重度の障害を有する児童
- ・父又は母の生死が明らかでない児童
- ・父又は母に1年以上遺棄されている児童
- ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童 など
- ※ ただし、様々な支給制限があります。

◆ ひとり親家庭:資金の貸付

〇 母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭の母親や父子家庭の父親、その扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の就学に必要な資金などの貸付けを行います。

(対象要件等)

- ・母子家庭の母親、父子家庭の父親・・・20歳未満の児童を扶養している方
- ・寡婦・・・かつて母子家庭の母として児童を扶養していたことのある方
- ・40歳以上の配偶者のいない女子(母子家庭の母親及び寡婦を除く)
- ※ 一部資金については、児童本人

◆ ひとり親家庭:就業・自立支援

○ 母子家庭等就業·自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

(対象要件等)

母子家庭の母親及び父子家庭の父親(配偶者の暴力により親と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届け出を行っていない者等を含む。)並びに寡婦

○ 母子・父子自立支援プログラム策定等事業

県や福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、 ハローワーク他関係機関と緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

(対象要件等)

原則、児童扶養手当受給者とし、児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象外としています。

〇 高等職業訓練促進給付金事業

母子家庭の母親や父子家庭の父親が看護師等、就職に有利な資格を取得するため、6月以上養成機関で修業する場合に、最長で4年間、毎月一定額支給するとともに、養成機関を修了したとき、修了支援給付金を支給します。

(対象要件等)

以下の要件にすべて該当する方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること
- ・修業年限6月以上の養成機関で一定の過程を修業し、対象資格の取得が見込まれるもの
- ・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められるもの
- ・過去に訓練促進給付金の支給を受けていないこと

〇 高等職業訓練促進資金貸付金

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学する方で、将来給付金の対象となった資格が必要な業務に従事しようとする方に対して、入学準備金や就職準備金の貸付けを行います。

(対象要件等)

以下の要件にすべて該当する方

- ・ひとり親家庭の親であって、佐賀県若しくは県内の市から、高等職業訓練促進給付金の支給を受けてい
- ・養成機関修了後、給付金の対象として取得した資格が必要な業務に従事しようとする方

(その他)

養成機関を卒業後、一定の条件を満たした場合には、この訓練促進資金の返還が一部または全部免除されます。

〇 自立支援教育訓練給付金事業

実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母親や父子家庭の父親に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(対象要件等)

以下の要件すべてに該当する方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること
- ・当該教育訓練を受講することが適職に就くために必要であると認められるものであること
- ・原則過去に訓練給付金を受給していないこと

その他

〇 無料法律相談

経済的問題で法律相談ができないということのないよう、民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が無料の法律相談を行っています。

《各市の無料法律相談》

毎週木曜日 3:30~ 6:30	(予約制)
※第1、第3木曜日は、10:00~12:00も実施	市民生活課市民相談コーナー
(本庁I階市民相談コーナー)	
毎月第 2・3・4 木曜日 0:00~ 5:00	(予約制)
(本庁I階市民相談室)	市民課市民相談室
毎週木曜日 3:00~ 5:00	(予約制)
(市役所1階市民協働推進課)	市民協働推進課
毎月第3木曜日受付時間 3:00~ 4:30	(予約制)
	総務課行政係
毎月第2.4 水曜日 0:00~ 5:00	(予約制)
	まちづくり課市民相談室
(本庁 階相談室)	(予約制)
※詳しい日程はお問い合せください。	総務課案内·相談係
毎月第3木曜日 3:00~ 4:00 受付	(先着順)
毎月第4木曜日9:30~10:30 受付	総務課総務係
毎月1回 13:30~16:30	(予約制)
※詳しい日程はお問い合せください。	
毎月第4木曜日 3:00~ 6:00	(予約制)
・偶数月:塩田老人福祉センター	
・奇数月:嬉野老人福祉センター	
奇数月第3木曜日 3:30~ 6:30	(予約制)
偶数月第3水曜日 3:00~ 6:30	(予約制)
	基山町役場 階 0 会議室
	※第1、第3木曜日は、10:00~12:00も実施(本庁1階市民相談コーナー) 毎月第2·3·4木曜日10:00~15:00 (本庁1階市民相談室) 毎週木曜日13:00~15:00 (市役所1階市民協働推進課) 毎月第3木曜日受付時間13:00~14:30 毎月第2·4水曜日10:00~15:00 (本庁1階相談室) ※詳しい日程はお問い合せください。 毎月第3木曜日9:30~10:30受付毎月第4木曜日9:30~10:30受付毎月1回13:30~16:30 ※詳しい日程はお問い合せください。 毎月第4木曜日13:00~16:00 ・偶数月:塩田老人福祉センター ・奇数月:嬉野老人福祉センター ・奇数月第3木曜日13:30~16:30

[※] 一部の市役所支所や市民センターにおいても相談日を設けているところがあります。

また、相談の予約や定員枠、利用回数など注意する点がありますので、事前に各市役所等へお問い合わせください。

○ 住民票写しの交付等の制限

配偶者からの暴力やストーカーから逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票の写しや戸籍の附票の写しを加害者が請求しても、交付や閲覧を制限するため、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を提出することができます。

なお、提出を受けた市町長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

※配偶者からの暴力(DV)、ストーカー行為等、児童虐待及びこれに準ずる行為の加害者が、住民票の写しや戸籍の附票を不当に利用して被害者の住所を探索することを防止するため。

(対象要件等)

- ・申出書提出先市町の住民基本台帳に記載されている方、又は戸籍の附票に記載されている方
- ・配偶者からの暴力、ストーカー行為等の被害者であり、暴力により生命または身体に危害を受けるおそれや反復してつきまとい等を受けるおそれのある方で、警察に被害届(相談を含む)を提出している方、又は提出を考えている方、あるいは、配偶者暴力相談支援センター等に相談をしている方等。

公営住宅の一時入居・優先入居について

○ 公営住宅の一時入居

一部の市町では、犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等の方に対し、公営住宅の一時入居を認めています。

(※実施していない市町もありますので、詳しくは市町にお尋ねください。)

○ 公営住宅の優先入居

犯罪行為により、従前の住宅に住めなくなった一定の収入以下の方については、公営住宅に優先的に入居できます。

なお、空き状況次第では、入居出来ない場合もあります。

詳しくは、県建築住宅課、市町にお尋ねください。

○ 県営住宅への優先入居

(支援内容)

県営住宅の入居募集に応募した場合に、抽選に際して抽選番号を2つ与えます

(対象者)

- ① 配偶者からの暴力被害者:下記のいずれかに該当する方
 - ・配偶者暴力防止等法による配偶者暴力相談支援センター又は婦人保護施設による保護が終了した 日から5年以内の被害者
 - ・配偶者暴力防止等法に基づき配偶者に対し裁判所から出された接近禁止命令又は退去命令の効力が生じた日から5年以内の被害者
- ② 犯罪被害者等:下記のいずれかに該当することが客観的に証明できる方
 - ・犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった被害者等
 - ・現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった被害者等

(窓口)

	管轄地区	所在地	電話番号
(株)マベック	佐賀市、多久市、	〒849-0925 佐賀市八丁畷町8-1	0952-20-2500
佐賀管理室	小城市、神埼市	(佐賀総合庁舎別館)	
川原建設(株)	唐津市	〒847-0861 唐津市二夕子3丁目1-5	0955-70-1557
唐津管理室		(唐津総合庁舎別館)	
(株)マベック	鳥栖市、三養基	〒841-0051鳥栖市元町1234-1	0942-81-3020
鳥栖管理室	郡	(鳥栖総合庁舎別館)	
川原建設(株)	伊万里市、西松	〒848-0041伊万里市新天町坂口122-	0955-20-4511
伊万里管理室	浦郡	4(伊万里総合庁舎別館)	
川原建設(株)	武雄市、鹿島市、	〒843-0023武雄市武雄町大字昭和26	0954-26-0522
武雄管理室	杵島郡	5(武雄総合庁舎別館)	

② ファミリー・サポート・センター

(組織の紹介)

市町が設置、運営する機関で、「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークです。児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

地域において育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織(ファミリー・サポート・センター)を設置している市町があります。

各種サポート(子育てのサポート)

以下のようなときに利用できます。

- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預けたいとき。
- ・保育施設までの送迎を頼みたいとき。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預けたいとき。
- ・買い物等外出の際、子どもを預けたいとき。

【ファミリー・サポート・センターの窓口一覧】

	名称 【所在地】	電話番号
	利用者(対象児童)	利用料(1時間あたり)
佐賀市	佐賀市子育てサポートセンター「ふるはぁと」	0952-40-7288
	【佐賀市白山2-7-1 エスプラッツ2階】	
	市内居住者又は勤務者(0歳児~小学校6年生)	600円~700円
唐津市	唐津市子育て緊急サポートセンター「ラビットくん」	0955-65-7500
	【唐津市東城内I-3 唐津市障害者支援センターりんく3階	
	NPO法人唐津市子育て支援情報センター内】	
	市内居住者(生後3か月~高校3年生)	500円~700円
鳥栖市	鳥栖市ファミリー・サポート・センター	0942-81-5477
	【鳥栖市元町1228-1 鳥栖市社会福祉協議会内】	
	市内在住者又は勤務者(乳幼児~小学校3年生)	600円~800円
多久市	多久市ファミリー・サポート・センター「にじいろ」	0955-75-5111
	【多久市北多久町大字小侍40-2 多久市児童センター内】	
	市内居住者(生後6か月~小学校6年生)	500円~700円
伊万里市	伊万里市子育てファミリー・サポート・センター	0955-23-5197
	【伊万里市松島町391-1 伊万里市子育て支援センター「ぽ-	っぽ」内】
	市内居住者又は勤務者(生後6か月~小学校6年生)	600円~800円
武雄市	武雄市ファミリー・サポート・センター	0954-36-3737
	【武雄市北方町大字志久 674-2 武雄市子育て総合支援セ	ンター内】
	市内居住者又は勤務者(生後2か月~小学校6年生)	最初の1時間700円 以降30分毎350
		円
鹿島市	鹿島市ファミリー・サポート・センター	0954-63-0874
	【鹿島市高津原4326-1 鹿島市子育て支援センター内】	
	市内居住者又は勤務者(生後4か月~小学校6年生)	700円~900円
小城市	小城市子育て相互支援センター	0952-73-2700
	【小城市小城町畑田750 小城市社会福祉協議会内】	
	市内居住者(0歳児~小学校6年生)	600円~800円
嬉野市	嬉野市ファミリー・サポート・センター	0954-43-0100
	【嬉野市嬉野町大字下宿乙1185 嬉野市子育て支援センタ-	一内】
	市内居住者又は勤務者(0歳児~小学校6年生)	500円~600円
神埼市	神埼市ファミリー・サポート・センター	0952-44-4908
	【神埼市千代田町直鳥57-1 千代田町保健センター内】	
	市内居住者又は勤務者(生後6か月~小学校6年生)	600円~700円

吉野ヶ里	吉野ヶ里町ファミリー・サポート・センター		0952-53-1117
町	【神埼郡吉野ヶ里町三津777 三田川児童館内】		
	町内居住者又は勤務者(生後6か月~小学校6年生)	600円~800円	
基山町	基山町ファミリーサポートセンター		0942-92-6630
	【三養基郡基山町大字宮浦759-1 基山町社会福祉協議会内	1]	
	町内居住者(生後6か月~小学校3年生)	600円~700円	
玄海町	唐津市子育て緊急サポートセンター「ラビットくん」		0955-65-7500
	【唐津市東城内1-3 唐津市障害者支援センターりんく3階		
	NPO法人唐津市子育て支援情報センター内】		
	町内居住者(生後3か月~高校3年生)	700円~900円	
白石町	白石町ファミリー・サポート・センター		0954-65-8960
	【杵島郡白石町大字坂田253-1 白石町社会福祉協議会内】		
	町内居住者(生後3か月~小学校3年生)	600円~800円	
太良町	太良町子育て相互支援センター		0954-67-0410
	【藤津郡太良町大字多良1-17 太良町社会福祉協議会内】		
	町内居住者(O歳児~小学校6年生)	600円~800円	<u> </u>

※ 利用には事前申し込み、登録が必要です。 詳細は各ファミリー・サポート・センターにお問い合わせください。

③ 地域包括支援センター

(組織の紹介)

市町や、市町から受託した法人が設置する機関で、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるように、保健、医療、福祉サービスを始め、様々なサービスを必要に応じて、総合的、継続的に提供しています。

○ 総合相談支援業務

高齢者を対象とし、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげるなどの、総合的な相談・支援を行います。

〇 権利擁護業務

高齢者を対象とし、虐待の防止及び早期癸見のための事業など、人権や財産を守る権利擁護を目的とするサービスや制度を活用できるように、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぐなどの支援を行います。

各市町の地域包括支援センターの連絡先等

3称	所在地	担当地区	電話番号
賀市	〒840-850 佐賀市栄町 -	神野·勧興	0952-40-
	佐賀市役所本庁舎内		7284
城南	〒840-0016 佐賀市南佐賀1-13-5	赤松·北川副	0952-41-
			5770
昭栄	〒840-0862 佐賀市嘉瀬町大字扇町2358-1	日新·嘉瀬·新栄	0952-41-
			7500
城東	〒840-0913 佐賀市兵庫町大字渕1903-1	循誘·巨勢·兵庫	0952-33-
			5294
城西	〒840-0027 佐賀市本庄町大字本庄289-3	西与賀·本庄	0952-41-
			8323
城北	〒849-0928 佐賀市若楠3-1-11	高木瀬·若楠	0952-20-
			6539
金泉	〒849-0905 佐賀市金立町大字千布2991-1	金立·久保泉	0952-71-
			8100
鍋島	〒849-0937 佐賀市鍋島3-3-20	鍋島·開成	0952-97-
	鍋島シェストビルI階		9040
諸富·蓮池	〒840-2192 佐賀市諸富町大字諸富津1-2	諸富町・蓮池	0952-47-
	諸富支所内		5164
大和	〒840-0292 佐賀市大和町大字尼寺1870	大和町	0952-51-
	大和支所内		2411
富士	〒840-0598 佐賀市富士町大字古湯2685	富士町	0952-58-
	富士支所内		2810
三瀬	〒842-0302 佐賀市三瀬村藤原3882-6	三瀬村	0952-56-
	三瀬保健センター内		2417
川副	〒840-2295 佐賀市川副町大宇鹿江623-1	川副町	0952-97-
	川副支所内		9034
東与賀	〒840-2221 佐賀市東与賀町大字下古賀1193	東与賀町	0952-45-
	東与賀支所内		3238
久保田	〒849-0203 佐賀市久保田町大字新田3331-3	久保田町	0952-51-
	佐賀市思斉くらし総合センター内		3993

唐津市(本所)	〒847-85 唐津市西城内 -	下記のサブセンター	0955-72-
※サブセ	ンター	唐津市役所本庁舎内	以外の地区	9191
浜玉 ※		〒849-5192 唐津市浜玉町浜崎 445-1	浜玉·七山·鏡	0955-53-
		浜玉市民センター内		7056
相知 ※		〒849-3201 唐津市相知町相知2055-1	相知·厳木·北波多	0955-53-
		相知市民センター内		7057
鎮西	*	〒847-0401 唐津市鎮西町名護屋1530	鎮西·呼子	0955-53-
		鎮西市民センター内		7058
鎮西		〒847-1526 唐津市肥前町入野甲1703	肥前	0955-53-
※(肥前	」出張所)	肥前市民センター内		7059
鳥栖市	鳥栖 ※	〒841-0061 鳥栖市矗木町1523-6 今村病院内	鳥栖·鳥栖北	0942-81-
				3113
※地区	田代	〒841-0018 鳥栖市田代本町924-1	田代·基里	0942-82-
	基里 ※	ひまわりの園内		2041
	若葉	〒841-0004 鳥栖市神辺町1273-8	若葉・弥生が丘	0942-85-
	弥生が	山津医院内	10 X 37 T T	8721
	丘※			
	息栖西	〒841-0072 鳥栖市村田町1250- 真心の園内	麓・旭	0942-82-
	*			2188
多久市	<u> </u>	〒846-8501 多久市北多久町大字小侍7-1	多久市	0952-75-
- / \ 'P		多久市役所内		6033
伊万里市	 ī	〒848-850 伊万里市立花町 355-	伊万里市	0955-23-
,, , <u>, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, </u>		伊万里市役所内	, , , <u>, , , , , , , , , , , , , , , , </u>	2155
武雄市		〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和12-10	武雄市	0954-23-
ILVAIL 114		武雄市役所内	EVAE 15	9135
鹿島市		〒849-1312 鹿島市大字納富分2643-1	鹿島市	0954-63-
(EC 21) 113		市のサイン により で	/EZ 20) 1 3	2160
 小城市	小城北	〒845-0001 小城市小城町723-24	小城町	0952-73-
7 .24/ 1/2	1 -1-1/20	旧ひらまつ在宅療養支援診療所	.1.444-1	2172
	小城	〒845-8511 小城市三日月町長神田2312-2	三日月町	0952-37-
	1,1,144	小城市役所内		6108
	.1. 4+2 +		da Name att til me	
	小城南	〒849-0314 小城市芦刈町三王崎1522	牛津町·芦刈町	0952-66-
 	(丰田7	小城市芦刈保健福祉センター内	1	6376
嬉野市	嬉野	〒843-030 嬉野市嬉野町大字下宿乙1185	大字吉田、大字下	0954-42-
	東部	嬉野庁舎福祉課内	宿甲、大字下野、大	3306
	L± 007	-0/2 0201	字大草野	0054 05
	嬉野	〒843-0301 嬉野市嬉野町大字下宿丙2390-2	大字下宿乙、大字	0954-27-
	西部	嬉野老人福祉センター内 	下宿丙、大字下宿	7220
			丁、大字岩屋川内、	
			大字不動山、下宿	
	- -		特養	0052 (1 1
	塩田	〒849-1411 嬉野市塩田町大字馬場下甲1769	塩田地区(大字大	0952-66-8
油块土 /	│ 地区 ★ ぎ 〉	塩田庁舎 階	草野を除く)	001
神埼市(47月)	〒842-8601 神埼市神埼町神埼3542-1	神埼町	0952-37-
	神林ル	神埼市役所本庁舎内	라 사도 mr	0111
	神埼北	〒842-0292 神埼市脊振町広滝555-1	脊振町 	0952-59-
	7414 ±	脊振交流センター内 ころくろ 8502 計算する (以内野 まりょく)	- n	2005
	神埼南	〒842-8502 神埼市千代田町直鳥 66-	千代田町	0952-34-
		千代田支所内		6080
吉野ヶ里	町	〒842-0104 神埼郡吉野ヶ里町三津777	吉野ヶ里町	0952-37-
		東脊振庁舎内		0344
基山町		〒841-0203 三養基郡基山町大字園部2307	基山町	0942-81-
		社会福祉法人寿楽園内		7039
上峰町		〒849-0122 三養基郡上峰町大字前牟田107-2	上峰町	0952-52-

	老人福祉センターおたっしゃ館内		5250
みやき町	〒849-0111 三養基郡みやき町大字白壁1074-3	みやき町	0942-89-
	市村清記念メディカルコミュニティセンター内		3371
玄海町	〒847-1421 東松浦郡玄海町大字諸浦348	玄海町	0955-52-
	玄海町役場内		2220
有田町	〒844-0027 西松浦郡有田町南原甲664-4	有田町	0955-43-
	有田町福祉保健センター健康福祉課内		2196
大町町	〒849-2101 杵島郡大町町大字大町5000	大町町	0952-82-
	大町町総合福祉保健センター内		3187
江北町	〒849-0592 杵島郡江北町大字山口1651-1	江北町	0952-86-
	江北町役場内		5614
白石町	〒849-1112 杵島郡白石町大宇福田1247-1	白石町	0952-84-
	白石町役場内		7117
太良町	〒849-1698 藤津郡太良町大字多良1-6	太良町	0954-67-
	太良町役場内		0718

④ 市町保健センター

(組織の紹介)

市町が設置している機関で、健康相談、保健指導および健康診査その他、地域保健に関する必要な事業を行っています。県の設置している保健所が、より広域的・専門的な健康課題を把握し助言する技術的拠点であるのに対して、市町保健センターはあくまでも地域住民のための健康づくりの場・直接サービスの場という役割を担っています。

〇 相談業務

保健師、看護師、栄養士等の専門職員が、健康相談に応じます。

各市町の保健センターの連絡先等

	所在地	電話番号
佐賀市健康づくり館	〒840-850 佐賀市栄町 番 号	0952-40-
		7280
唐津市保健センター	〒847-004 唐津市千代田町2566-1	0955-75-
		5161
浜玉町保健センター	〒849-5104 唐津市浜玉町渕上1602-1	0955-56-
		6815
厳木町保健センター	〒849-3112 唐津市厳木町中島1348-1	0955-51-
		5251
相知町保健センター	〒849-3218 唐津市相知町中山3600-8	0955-51-
		8911
北波多総合保健センター	〒847- 20 唐津市北波多徳須恵 424-	0955-64-
		2900
唐津市肥前市民センター 市民福祉課	〒847-1526 唐津市肥前町入野甲1703番地	0955-53-
		7144
唐津市鎮西市民センター 市民福祉課	〒847-040 唐津市鎮西町名護屋 530番地	0955-53-
		7154
唐津市呼子市民センター 市民福祉課	〒847-0392 唐津市呼子町呼子 995番地	0955-53-
		7164

唐津市七山市民センター 市民福祉課	〒847-1106 唐津市七山滝川1254番地	0955-53-
		7174
鳥栖市保健センター	〒841-0037 鳥栖市本町3-1496-1	0942-85-
		3650
多久市健康増進課	〒846-850 多久市北多久町大字小侍7-	0952-75-
		3355
伊万里市健康づくり課	〒848-850 伊万里市立花町 355-	0955-22-
(保健センター)		3916
武雄市北方保健センター	〒849-220 武雄市北方町大字志久 674-2	0954-36-
		3434
武雄市山内保健センター	〒849-2303 武雄市山内町大字三間坂甲 3887	0954-45-
		5455
鹿島市保健センター	〒849- 3 2 鹿島市大字納富分2700-	0954-63-
		3373
小城保健福祉センター 「桜楽館」	〒845-0002 小城市小城町畑田750	0952-73-
		7117
三日月保健福祉センター 「ゆめりあ」	〒845-002 小城市三日月町長神田23 2-3	0952-73-
		9280
牛津保健福祉センター 「アイル」	〒849-0306 小城市牛津町勝1221-1	0952-51-
		5515
芦刈保健福祉センター 「ひまわり」	〒849-03 4 小城市芦刈町三王崎 522	0952-66-
		5566
塩田保健センター	〒849-1411 嬉野市塩田町大宇馬場下甲1709-1	0954-66-
		9133
嬉野保健センター	〒843-030 嬉野市嬉野町大字下宿丙2390-2	0954-42-
		2049
※嬉野保健センターは通常、職員	は常駐していません。受付は塩田保健センター(66-913	3)まで
神埼市健康増進課	〒842-0007 神埼市神埼町鶴3542-1	0952-51-
		1234
千代田町保健センター	〒842-0053 神埼市千代田町直鳥57-1	0952-44-
		2021
吉野ヶ里町東脊振村健康福祉センター	〒842-0104 神埼郡吉野ヶ里町三津775	0952-51-
		1618
基山町保健センター	〒841-0204 三養基郡基山町大字宮浦666	0942-92-
		2045
上峰町役場健康福祉課	〒849-0123 三養基郡上峰町大字坊所383-1	0952-52-
		7413
みやき町北茂安保健センター	〒849-0113 三養基郡みやき町大字東尾6436-4	0942-89-
		3915
玄海町健康福祉課	〒847-1421 東松浦郡玄海町大字諸浦348	0955-52-
		2159
有田町福祉保健センター	〒844-0027 西松浦郡有田町南原甲664-4	0955-43-
	1	

大町町総合福祉保健センター	〒849-2101 杵島郡大町町大字大町5000	0952-82-
		3186
江北町福祉課	〒849-0592 杵島郡江北町大宇山口 65 -	0952-86-
		5614
白石町健康センター	〒849-1112 杵島郡白石町大字福田1312-1	0952-84-
		6925
太良町総合福祉保健センター	〒849-1602 藤津郡太良町大字多良1-17	0954-67-
「しおさい館」		0496

⑤ 社会福祉協議会(県·市町)

佐賀県社会福祉協議会

〒840-0021 佐賀市鬼丸町7-18 佐賀県社会福祉会館内 電話番号 0952-23-2145

※ 各市町の社会福祉協議会の連絡先等については、別に記載しています。

(組織の紹介)

地域福祉の充実を目指し、社会福祉に関する相談事業等を実施しています。

○ 福祉サービスに関する相談業務

福祉サービスに関する相談・苦情の受付を行っています。苦情に関しては福祉サービスについて中立的立場から助言・あっせんを行っています。

(窓口) 佐賀県福祉サービス運営適正化委員会(TEL 0952-23-2151)

○ 福祉サービスの提供等

高齢者・障害者等に対して、ホームヘルプサービスや配食サービスを始めとする福祉サービスの提供を行っています。

※ 支援にかかる費用の一部負担があります。

(窓口) 市町社会福祉協議会

○ 日常生活自立支援事業

認知症や知的障害、精神障害等によって自己の判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援等を行っています。

※ 実際にサービスをご利用する際は料金がかかります。

(窓口) 市町社会福祉協議会、及び県社会福祉協議会

〇 生活福祉資金貸付制度

経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、低所得世帯、障害者世帯、または高齢者世帯に対し、それぞれの世帯の状況に合った相談援助と必要に合わせた資金の貸付を行っています。

例えば、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための資金などです。

(窓口) 市町社会福祉協議会、及び県社会福祉協議会

各市町の社会福祉協議会の連絡先等

	所在地	電話番号
	〒849-0919 佐賀市兵庫北3丁目8-36	0952-32-6670
- , , , ,	市保健福祉会館ほほえみ館3階	
北連絡所	〒840-0516 佐賀市富士町大字梅野1721-1	0952-64-0820
	富士大和温泉病院内	
南連絡所	〒840-2221 佐賀市東与賀町大字下古賀1193	0952-45-8022
· 宇津市社会福祉協議会	〒847-0861 唐津市ニタ子3-155-4	0955-70-2333
	市高齢者ふれあい会館りふれ内	
東部支所	〒849-5104 唐津市浜玉町渕上1602-1	0955-56-661
南部支所	〒849-3201 唐津市相知町相知2025	0955-62-260
西部支所	〒847-1526 唐津市肥前町入野甲1703	0955-54-283
北部支所	〒847-0401 唐津市鎮西町名護屋1530	0955-51-107
易栖市社会福祉協議会	〒841-0051 鳥栖市元町1228-1	0942-85-355
	市社会福祉会館内 〒846-0002 多久市北多久町大字小侍45-31	0952-75-359
7人中位云 佃位 励硪云	市社会福祉会館内	0452-75-354
	〒848-0045 伊万里市松島町391-1	0955-22-393
カチャルス 佃化 励战ス	伊万里市民センター内	0733-22-343
	〒843-0023 武雄市武雄町大字昭和846	0954-26-801
山内支所	〒849-2303 武雄市山内町大字三間坂甲13887	0954-45-236
	〒849-1311 鹿島市大字高津原4326-1	0954-62-244
出的中江公田证则政公	鹿島市民交流プラザ3階	0754 02 244
 \城市社会福祉協議会	〒845-0002 小城市小城町畑田750	0952-73-270
744 117 五 1田1正 1加 6数 五	小城保健福祉センター 桜楽館内	0732 73 270
三日月支所	〒845-0021 小城市三日月町長神田2312-6	0952-73-491
	小城市役所別館内	0732 73 471
	〒849-0306 小城市牛津町勝1324-1	0952-51-532
	牛津公民館別館内	0732 31 332
芦刈支所	〒849-0314 小城市芦刈町三王崎1522	0952-66-556
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	芦刈保健福祉センターひまわり内	0,32 00 330
——└──── 喜野市社会福祉協議会	〒849-1411 嬉野市塩田町大字馬場下甲1967	0954-66-913
	塩田町老人福祉センター内	0,01 00 ,10
嬉野支所	〒843-030 嬉野市嬉野町大字下宿丙2390-2	0954-42-202
78.7 X///		0.01 12 202
—— 申埼市社会福祉協議会	〒842-0201 神埼市脊振町広滝532-1	0952-59-222
本所·背振支所)	育振町高齢者生活福祉センター内 ************************************	0,02 0, 222
千代田支所	〒842-0053 神埼市千代田町直鳥142	0952-44-312
	千代田町福祉センター内	
神埼支所	〒842-0007 神埼市神埼町鶴3456-5	0952-51-182
	神埼市中央交流センター 3階	
 5野ヶ里町社会福祉協議	〒842-0033 神埼郡吉野ヶ里町豆田1790	0952-52-700
<u></u>	三田川健康福祉センターふれあい館内	
基山町社会福祉協議会	〒841-0204 三養基郡基山町大字宮浦1006-1	0942-92-331
 峰町社会福祉協議会		0952-52-493
	おたっしゃ館内	
	〒849-0113 三養基郡みやき町大字東尾6436-3	0942-81-616
运海町社会福祉協議会 「海町社会福祉協議会	〒847-1435 東松浦郡玄海町大字仮屋398-15	0955-51-307
	仮屋コミュニティセンター内	
	〒844-0027 西松浦郡有田町南原甲664-4	0955-41-1319
西有田支所	〒849-4153 西松浦郡有田町立部乙2462-2	0955-46-4733
	町老人福祉センターちとせ内	0733 40 473

大町町社会福祉協議会	〒849-2101 杵島郡大町町大字大町5000	0952-71-3001
	町総合福祉保健センター美郷内	
江北町社会福祉協議会	〒849-0501 杵島郡江北町大字山口2637-7	0952-86-4317
	町老人福祉センター内	
白石町社会福祉協議会	〒849-1204 杵島郡白石町大字坂田 253-1	0954-65-8960
	白石町交流館内	
太良町社会福祉協議会	〒849-1602 藤津郡太良町大字多良1-17	0954-67-0410
	町総合福祉保健センターしおさい館内	

⑥ 障害者総合支援法に基づく「総合相談窓口」

(組織の紹介)

市町が障害者総合支援法(旧:障害者自立支援法)に基づき設置している総合相談窓口で、障害者の方々やその家族が感じている暮らしにくさを少しでも改善し、障害のない地域生活ができるようにサポートしています。

※ 障害者総合支援法とは

障害者自立支援法を、平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律として、名称を変更している。

市町別の窓口一覧

	名称		
	連絡先·受付時間		
佐賀市	佐賀地区障がい者総合相談窓口		
神埼市	【長光園障害者支援センター】		
吉野ヶ里町	電話番号 0952-27-9828 FAX 0952-27-1061		
	メール sagamado@blue.ocn.ne.jp		
	午前8時30分~午後5時30分		
	(土日、お盆、年末年始を除く)		
	【ぷらっと】		
	電話番号 0952-34-4866 FAX 0952-34-4867		
	メール puratarou@nifty.com		
	午前10時~午後7時		
	(第1・3・4週土曜及び第2日曜日、年末年始を除く。また火曜日は午後5時まで)		
	[さくら]		
	電話番号 0952-97-8016 FAX 0952-32-3469		
	メール sakura@koono.or.jp		
	午前8時30分~午後5時30分		
	(土日、祝日、お盆、年末年始を除く)		
多久市	小城・多久障害者相談支援センター		
小城市	【小城保健福祉センター桜楽館内】		
	電話番号 0952-71-1250 FAX 0952-73-3032		
	メール o-tsyougai@etude.ocn.ne.jp		
	平日 午前8時30分~午後5時15分		
	〈時間外〉24時間 365日 時間外電話番号 0952-71-1250		

唐津市	唐津市障がい者総合相談窓口
	【唐津市障がい者支援センター りんく】
	電話番号 0955-72-9272 FAX 0955-74-5628
	メール shougai-center@city.karatsu.lg.jp
	平日 午前8時30分~午後5時15分
	【からつ医療福祉センター】
	電話番号 0955-70-3580 FAX 0955-78-0683
	メール skjim@star.saganet.ne.jp
	平日 午前8時30分~午後5時30分
	 【からつ学園】
	電話番号 0955-72-1200 FAX 0955-72-1201
	メール karatsu.gakuen@guitar.ocn.ne.jp
	平日 午前8時30分~午後5時30分
玄海町	 玄海町相談支援窓口【玄海町役場】
	電話番号 0955-52-2220 FAX 0955-52-2813
	メール kenkoufukushi@town.genkai.lg.jp
	平日 午前8時30分~午後5時15分
<u></u> 鳥栖市	 鳥栖·三養基地区総合相談支援センター キャッチ
みやき町	【鳥栖市宿町1041-3】
基山町	電話番号 0942-87-8956 FAX 0942-85-9003
上峰町	メール so-sodan@tosumiyaki-sodan.or.jp
	月~金曜日 午前9時~午後6時 土曜日 午前9時~午後5時
	│ │ 〈時間外〉24時間 365日 時間外電話番号 0942-87-8956 │ │
伊万里市	
有田町	【伊万里市二里町大里乙3602-1】
	電話番号 0955-29-9533 FAX 0955-25-9191
	平日 午前8時30分~午後5時30分
武雄市	
	電話番号 0954-45-2370(直通) FAX 0954-45-2564
	メール siencenter@train.ocn.ne.jp
	平日 午前8時30分~午後5時15分
嬉野市	
	【嬉野市役所(嬉野庁舎)】
	電話番号 0954-42-3322(直通) FAX 0954-43-1157
	メール ureshino-soudan@tachibana-kai.or.jp
	平日 午前8時30分~午後5時15分
	<時間外> 24時間 365日 時間外電話番号 0954-42-3322
大町町	大町町障害者相談窓口【大町町総合福祉保健センター内】
	電話番号 0952-82-3185 FAX 0952-82-3060
	メール fukushi@town.omachi.saga.jp
	平日 午前8時30分~午後5時15分

江北町	白石町・江北町障がい者総合相談支援センター【白石町健康センター内】
白石町	電話番号 0952-84-2191 FAX 0952-84-2191
	メール soudan-center@tachibana-kai.or.jp
	平日 午前8時30分~午後5時
鹿島市	鹿島市障がい者相談窓口【鹿島市役所】
	電話番号 0954-63-2119 FAX 0954-63-2128
	メール fukushi@city.saga-kashima.lg.jp
	平日 午前8時30分~午後5時15分
太良町	太良町障害者相談窓口【太良町役場】
	電話番号 0954-67-0718 FAX 0954-67-2103
	メール chomin-fukushi@town.tara.lg.jp
	平日 午前8時30分~午後5時15分

⑦ 障害者虐待防止法に基づく「窓口」

(組織の紹介)

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(通称「障害者虐待防止法」、平成24年10月施行)に基づき、各市町に「障害者虐待防止センター」を、県に「障害者権利擁護センター」を設置し、障害者虐待の発見者からの通報、虐待を受けた障害者からの届出の受付等を行っています。

障害者権利擁護センター

佐賀市城内I-I-59 佐賀県 健康福祉部 障害福祉課 電話番号 080-8394-843I FAX 0952-25-7302

障害者虐待防止センター ※()内委託

	所在地	電話番号 (FAX)
佐賀市・神埼市・吉野ヶ里町	〒849-0918 佐賀市兵庫南2-16-38	0952-20-6929
(長光園障害者支援センター)	佐賀地区障がい者権利支援センター	(0952-27-1061)
唐津市	〒847-0016 唐津市東城内1-3	0955-72-9272
	唐津市 障がい者相談支援センター	(0955-74-5628)
鳥栖市・基山町・上峰町・みやき町	〒841-0052 鳥栖市宿町1041-3	0942-85-8900
(相談支援センターキャッチ)	鳥栖・三養基地区障害者虐待防止センター	(0942-85-9003)
多久市·小城市	〒845-0002 小城市小城町畑田750	0952-71-1250
(小城市社会福祉協議会)	小城・多久障害者相談支援センター	(0952-73-3032)
伊万里市	〒848-850 伊万里市立花町 355-	0955-23-2156
	伊万里市 福祉課障害福祉係	(0955-22-7650)
武雄市	〒843-8639 武雄市武雄町昭和12-10	0954-23-9235
	武雄市 福祉課	(0954-20-1355)
鹿島市	〒849-1312 鹿島市大字納富分2643-1	0954-63-2140
(鹿島療育園)	鹿島市障害者虐待防止センター	(0954-63-2128)
嬉野市	〒843-0392 嬉野市嬉野町大字下宿乙1185	0954-42-3322
(社会福祉法人 たちばな会)	嬉野市役所嬉野庁舎内	(0954-43-1157)
	嬉野市障がい者等相談支援窓口	
玄海町	〒847-1435 東松浦郡玄海町仮屋398-15	0955-52-5355
(玄海町社会福祉協議会)	玄海町総合相談窓口	(0955-52-3035)
有田町	〒844-0027 西松浦郡有田町南原甲664-4	0955-43-2237
	有田町健康福祉課(有田町福祉保健センター内)	(0955-43-2301)
大町町	〒849-2101 杵島郡大町町大町5017	0952-82-3185
	大町町 福祉課福祉係	(0952-82-3060)
	(大町町総合福祉保健センター内)	
江北町·白石町	〒849-1112 杵島郡白石町福田1312-1	0952-84-2191
(社会福祉法人たちばな会)	白石町・江北町障害者虐待防止センター	※ FAX兼用
太良町	〒849-1698 藤津郡太良町大字多良1-6	0954-67-0718
	太良町 町民福祉課	(0954-67-2103)

5 その他関係機関・団体等

(1) 国の機関

① 佐賀地方法務局

〒840-0041 佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎内 電話番号 0952-26-2148(代表) FAX 0952-26-2118

HP https://houmukyoku.moj.go.jp/saga/

(組織の紹介)

全国の法務局・地方法務局又はその支局では、人権相談所を設置し、様々な人権問題について相談に応じています。また、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るため、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組んでいます。

佐賀地方法務局の一覧表

	所在地	電話番号
佐賀地方法務局	佐賀市城内2-10-20佐賀合同庁舎内	0952-26-2148
〃武雄支局	武雄市武雄町大字昭和832	0954-22-2435
#伊万里支局	伊万里市立花町1542-14	0955-23-2492
// 唐津支局	唐津市千代田町2109-63	0955-74-1441

〇 常設人権相談所

(支援概要)

法務局職員や法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、様々な人権相談に応じています。 (窓口)

地方法務局又はその支局

※ 平日 午前8時30分~午後5時15分 電話、面接

みんなの人権 I I O番 (全国共通人権相談ダイヤル) 0570-003-I I O (ゼロゼロみんなのひゃくとうばん)

〇 特設人権相談所

(支援概要)

市町役場、公民館等の公共施設、社会福祉施設等において定期的に開設される特設人権相談所において、 人権擁護委員が様々な人権相談に応じています。

(窓口)

居住地の市町(P.102~104)にお問い合わせください。 面接

○ インターネット人権相談受付窓口. (子どもの人権 SOS-eメール)

(支援概要)

法務省ホームページ上にパソコン、携帯電話、スマートフォンいずれも使用可能なインターネットによる人権相談受付窓口を開設し、24時間365日相談を受け付けています。

(窓口)

パソコン、携帯電話、スマートフォン共通 https://www.jinken.go.jp/

○ 子どもの人権110番

(支援概要)

共通のフリーダイヤルで子どもや保護者からの人権相談に応じています。

(窓口)

(フリーダイヤル)

電話番号 0120-007-110(ぜろぜろななのひゃくとうばん) 平日 午前8時30分~午後5時15分

○ 女性の人権ホットライン

(支援概要)

全国共通のナビダイヤルで女性からの人権相談に応じています。

(問い合わせ)

(ナビダイヤル)

電話番号 0570-070-810 (ゼロナナゼロのハートライン) 平日 午前8時30分~午後5時15分

○ 外国人のための人権相談所

(支援概要)

外国語などの通訳を配置し、日本語による意志疎通が困難な外国人が安心して相談できるようにしています。

(窓口)

地方法務局 ※ 平日午前9時~午後5時 電話·面接

外国語人権相談ダイヤル

(ナビダイヤル) 0570-090911

英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語 およびタイ語

受付時間 平日 午前9時~午後5時

外国人在留総合インフォメーションセンターについて

各地方出入国在留管理局・支局に設置され、入国手続や在留手続等に関する各種問い合わせに応じているところです。

電話や訪問によるお問い合わせに日本語だけでなく、外国語(英語、韓国語、中国語、スペイン語等)でも対応しています。

(相談受付)

外国人人身取引被害者その他の犯罪被害者・関係者からの相談に対して、在留期間の更新などの手続に 係る案内などを行っています。

詳細については、以下を参照。

・外国人在留総合インフォメーションセンターについて

https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html

・人身取引について

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/zinsin_index.html

② 佐賀労働局

〒840-080 I 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎 電話番号 0952-32-7155 FAX 0952-32-7156 HP https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/

(組織の紹介)

地域における総合的な労働行政機関として、国民の皆様の労働行政に対する期待やニーズに応えるため、 労働基準、職業安定、雇用環境・均等等の三行政がそれぞれの専門性を十分に発揮しつつ一体となって、管 内の労働基準監督署、公共職業安定所とともに様々な業務行政サービスを提供しています。

総合労働相談コーナー

(支援内容)

全国の都道府県労働局、労働基準監督署庁舎内等に設置され、労働問題に関するあらゆる相談、情報の提供等のワンストップサービスを実施しています。労働条件、募集・採用等労働問題に関する様々な分野についての相談を、専門の相談員が面談・電話で受け付けています。裁判所、地方公共団体等他の紛争解決機関の情報も提供します。

(受付時間)

平日 午前8時30分~午後5時15分

(相談方法)

電話、面接

総合労働相談コーナー連絡先一覧

	所在地	電話番号
佐賀労働局総合労働相談コーナー	佐賀労働局内	0952-32-7218
佐賀総合労働相談コーナー	佐賀労働基準監督署内	0952-32-7189
唐津総合労働相談コーナー	唐津労働基準監督署内	0955-73-2179
武雄総合労働相談コーナー	武雄労働基準監督署内	0954-22-2165
伊万里総合労働相談コーナー	伊万里労働基準監督署内	0955-23-4155

③ 労働基準監督署

(組織の紹介)

全国に設置されている国の行政機関で、労働基準法のほか、労働安全衛生法、じん肺法、最低賃金法、 家内労働法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法等の法令等に基づき、労働条件 確保・改善の指導、安全衛生の指導、労災保険の給付などの業務を行っています。

労災保険給付

(支援内容)

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等において、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行っています。具体的には、保険給付の申請・相談等に対応し、調査の上、労災保険の給付等を行います。

(受付時間)

平日 午前8時30分~午後5時15分

(相談方法)

電話、面接

(窓口)

各労働基準監督署の労災課まで

労働基準監督署一覧

	所在地	電話番号
佐賀労働基準監督署	〒840-080Ⅰ	労災課ダイヤルイン
	佐賀市駅前中央3-3-20	0952-32-7141
	佐賀第2合同庁舎3階	
唐津労働基準監督署	〒847-086Ⅰ	0955-73-2179
	唐津市ニタ子3-214-6	
	唐津湾港合同庁舎1階	
武雄労働基準監督署	〒843-0023	0954-22-2165
	武雄市武雄町昭和758	
伊万里労働基準監督署	〒848-0027	0955-23-4155
	伊万里市立花町大尾1891-64	

④ 公共職業安定所(ハローワーク)

(組織の紹介)

職業安定法に基づいて全国に設置される国の行政機関で、職業紹介、雇用対策、雇用保険制度運営等 を行っています。

〇 就職支援

(支援内容)

個々の求職者に対する職業相談を通じて、求職者の置かれた状況に応じたきめ細やかな就職支援を行っています。

(受付時間)

公共職業安定所:平日午前8時30分~午後5時15分(祝祭日・年末年始を除く)

※ ハローワーク佐賀においては、平日(月·水·金)午後6時まで 土曜日午前10時~午後5時までご利用 いただけます。

(平日午後5時15分以降及び土曜日は、職業相談、職業紹介、求人情報の提供の業務のみ)

(相談方法)面接·電話

〇 マザーズコーナー

(支援内容)

子育て中のお母さんを中心に、個々の求職者に対する職業相談を通じて、求職者の置かれた状況に応じたきめ細やかな就職支援を行っています。

(設置しているハローワーク及び受付時間)

- ・ハローワーク佐賀内 平日午前8時30分~午後5時(祝祭日・年末年始を除く)
- ・ハローワーク鳥栖内 平日午前8時30分~午後5時15分(祝祭日・年末年始を除く)

○ ヤングハローワーク SAGA

(支援内容)

おおむね45歳未満の方を対象に、個々の求職者に対する職業相談を通じて、求職者の置かれた状況に応じたきめ細やかな就職支援を行っています。求職の申込から就職まで、原則として同一の職員が担当して支援します。

(対象要件)

- ・大学、短大、専門学校、高校、中学の卒業予定者及び既卒者で、一年未満の間未就業の方
- ・フリーターやアルバイターでなく、正社員として働きたい方
- ・過去の職歴が少なく、今後の就職活動等に不安がある方

(受付時間)

·平日:午前9時30分~午後6時 ※祝祭日·年末年始を除く

○公共職業安定所一覧

		所在地	電話	管轄
佐賀公共職業安定所		〒840-0826	0952-24-	佐賀市、多久市、小城市、神埼市
		佐賀市白山2-1-15	4361	
	ヤングハローワーク	〒840-0826佐賀市白山2-2-7	0952-24-	
	SAGA	KITAJIMAビル2階	2616	
Į,	善津公共職業安定所	〒847-0817	0955-72-	唐津市、東松浦郡
		唐津市熊原町3193	8609	
Ī	式雄公共職業安定所	〒843-0023	0954-22-	武雄市、杵島郡(鹿島公共職業
		武雄市武雄町大字昭和39-9	4155	安定所の管轄区域を除く。)

伊万里公共職業安定所	〒848-0027	0955-23-	伊万里市、西松浦郡
	伊万里市立花町通谷1542-25	2131	
鳥栖公共職業安定所	〒841-0035	0942-82-	鳥栖市、神埼郡、三養基郡
	鳥栖市東町Ⅰ−1073	3108	
鹿島公共職業安定所	〒849-1311	0954-62-	鹿島市、嬉野市、藤津郡、
	鹿島市大字高津原二本松3524	4168	杵島郡白石町のうち新開、牛屋、
	-3		坂田、新明、田野上、戸ケ里、深
			浦、辺田

<付属施設>

○ 職業相談、職業紹介、求人情報提供等の業務を行っています。

多久市ふるさとハローワーク

〒846-0002 多久市北多久町小侍1016-2 多久市まちづくり交流センター 電話番号 0952-75-2144 受付時間 平日 午前9時~午後5時(祝祭日·年末年始を除く)

※ その他、生活保護受給者、ひとり親家庭等の生活困窮者等に対して、ハローワークの職業相談業務と地 方自治体の相談業務を一か所で行う一体的実施事業を、佐賀市、鳥栖市、唐津市の自治体施設内で実 施しています。

⑤ 国土交通省九州運輸局 佐賀運輸支局

〒849-0928 佐賀市若楠2-7-8 電話番号 0952-30-7271

公共交通事故被害者支援室(国土交通省総合政策局バリアフリー政策課内) 電話番号 03-5253-8969

E-mail hqt-k-shien@gxb.mlit.go.jp

*HP

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_fr_0000 | 3.html 電話受付時間は平日 午前 9 時 30 分~午後6時 | 5 分 E-mail は、平休日問わず 24 時間受付

(組織の紹介)

国土交通省では航空、鉄道等公共交通における事故による被害者等の方々への支援の確保を図るため、平成24年4月6日に「公共交通事故被害者支援室」を設置し、公共交通における事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能や、被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネートを行っています。

国土交通省公共交通事故被害者支援業務

(支援内容)

【事故発生直後の対応】

事故が発生した直後から、被害者家族等からの相談・要望を伺い、主に、以下の対応をいたします。

- ・被害者の安否情報を収集・整理し、被害者家族等に提供
- ・被害者等のニーズに応じ、事業者等による避難場所・宿泊施設・交通手段の手配等をコーディネート
- ・警察・消防等に被害者等のニーズを伝達 など

【中長期的対応】

事故発生後一定期間が経過した後においても、被害者等からの相談・要望を伺い、主に、以下の対応をいたします。

- ・事故当事者である交通事業者に対する指導・助言
- ・事故調査情報、規制の見直しに関する情報の提供
- ・生活相談、「心のケア」に関する相談等を受け、関係機関を紹介 など

⑥ 税務署

所得税、法人税、消費税などの国税に関する事務を行っています。

【内容】

① 医療費控除

多額の医療費を支払った場合などに所得控除(医療費控除)を受けることができます。

② 障害者控除

身体障害者手帳等の交付を受けた場合など、障がいの程度に応じて一定の金額の所得控除(障害者控除)を受けることができます。

③ 雑損控除

災害又は盗難もしくは横領によって、生活に通常必要な住宅、家屋などの資産について損害を受けた場合等には、所得控除(雑損控除)を受けられる場合があります。

【受付時間】

平日 午前 8 時 30 分~午後 5 時

【問い合わせ先】

県内税務署

名 称	所在地	電話番号	管轄
佐賀税務署	〒840-8611 佐賀市駅前中央3-3-20	0952-32-	佐賀市、多久市、小城市
	佐賀第二合同庁舎	7511	
鳥栖税務署	〒841-8601 鳥栖市秋葉町3-12-2	0942-82-	鳥栖市、神埼市、神埼郡
		2185	、三養基郡
唐津税務署	〒847-860 唐津市千代田町2109-46	0955-72-	唐津市、東松浦郡
		3141	
伊万里税務署	〒848-860 伊万里市立花町4023-	0955-23-	伊万里市、西松浦郡
		3147	
武雄税務署	〒843-8686 武雄市武雄町大字昭和12-10	0954-23-	武雄市、鹿島市、嬉野市、
	武雄市役所庁舎5階	2127	杵島郡、藤津郡

税務署におかけいただいた電話は、自動音声によりご案内しておりますので、ご用件に応じて番号を選択してください。

※国税に関するご質問やご相談 ···「」」を選択「電話相談センター」の職員がお受けします。

※国税に関する最新の情報は国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁 HP http://www.nta.go.jp

⑦ 唐津海上保安部

〒847-0861 唐津市二タ子3丁目214-6 唐津湾港合同庁舎内 電話番号/FAX 0955-74-4323

〇 被害者連絡制度

事件担当捜査員が捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況を犯罪被害者等の方々へ連絡するとともに、犯罪被害者等が求める情報について、捜査上支障のない範囲で連絡を実施しています。 (対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

〇 犯罪被害者等支援制度

各海上保安部署において、犯罪被害者等の支援を専門的に実施する犯罪被害者等支援主任者を各海上保安部及び各海上保安署に配置し、事件発生直後から犯罪被害者等の方々への付添い、必要な助言、具体的な支援の説明などを行います。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

○ 解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度

司法解剖後の犯罪被害者の遺体について、遺体を遺族宅まで搬送する際の費用や解剖による切開痕などを目立たないよう修復するための費用を一部公費により負担しています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者の遺族

○ その他の支援

I 犯罪被害者等の安全確保

犯罪の手口、動機、組織的背景、被疑者と犯罪被害者等との関係、被疑者の言動などの状況から犯罪被害者等に更に被害が及ぶおそれがある時は、被疑者などに当該犯罪被害者の氏名などを告げないようにするほか、必要に応じ犯罪被害者等の保護のための措置を講じます。

2 女性被害者への配慮

性犯罪等に係る女性被害者の捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するために、女性 海上保安官による事情聴取や付添いなどを行うこととしています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

詳しくは 唐津海上保安部管理課渉外係

電話番号/FAX 0955-74-4323

(受付時間) 平日 午前8時30分~午後5時

(2)精神·保健·福祉·年金·医療関係

① 一般社団法人 佐賀県公認心理師協会

〒840-0851 佐賀市天祐2-9-26 さくら臨床教育研究所内

一般社団法人 佐賀県公認心理師協会 事務局

Mail:office@saga-acpp.jp
HP:https://saga-acpp.jp

(組織の紹介)

「一般社団法人佐賀県公認心理師協会」とは

これまで佐賀県における心理専門職の職能団体は「佐賀県臨床心理士会」として活動を続けてきましたが、公認心理師法(2015年9月)の成立にともなって、会員の多数が公認心理師資格を取得したことから、2019年4月1日付で法人化し「一般社団法人佐賀県公認心理師協会」として再出発しました。

当協会は、会員への教育研修や情報提供、そして相互研鑽などを通じて、時代の変化に対応した知識や技能の向上を図り、地域社会および佐賀県民のこころの健康に貢献します。

被害者支援については、協会内に被害者支援委員を組織しており、行政や関係機関と連携しながら、被害者への直接的な支援及び適切な相談機関の紹介等を行っております。

「公認心理師とは」

公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、労働 産業等の各分野において、心理学に関する専門的知識や技術をもって、心の健康の保持増進や、心に悩み を抱えている人や家族等に対す相談に応じ、その回復に援助することが主な役割です。

※公認心理師法に関する概要や法令等は、下記の厚生労働省「公認心理師」ページに掲載されています。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116049.html

(支援内容)

○カウンセリング

佐賀県DV総合対策センターからの依頼を受け、性被害者の方への個別心理面接を行っています。

※相談料は無料です

○事件・事故後の緊急支援

事件・事故発生後、現場となった学校、幼稚園、事業所等へ関係機関等からの依頼に応じて公認心理師を派遣し、二次被害の防止等を目的とした心のケアを緊急支援として行っています。

※派遣に関する費用等は有料です

② 社会福祉法人佐賀いのちの電話

〒849-8691 佐賀北郵便局私書箱4号 電話番号 0952-34-4186 FAX 0952-34-4166

(組織の紹介)

自殺などの様々な精神的危機に追い込まれた人たちが、再び生きる喜びを見出されることを願い、よき隣人として活動を行う民間団体です。

相談業務

佐賀いのちの電話・自殺予防相談電話

電話番号 0952-34-4343(24時間)

佐賀県自殺予防夜間相談電話(フリーダイヤル)

電話番号 0120-400-337(毎日午後11時~翌午前5時)

全国自殺予防いのちの電話(フリーダイヤル)

電話番号 0120-783-556 (毎月10日午前8時~11日午前8時)

(支援内容)

自殺を考えている人や、生活、健康問題などで苦しみ悩んでいる方に対し、一定の研修を受けた相談員が、 年中無休24時間、電話による相談に応じます。

③ 公益社団法人佐賀県社会福祉士会

〒849-0935 佐賀市八戸溝 1-15-3

電話番号 0952-36-5833 FAX 0952-36-6263

HP http://saga-csw.com/

(組織の紹介)

「社会福祉士」とは、「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく国家資格を持つ相談援助の専門職です。社会福祉士会は、社会福祉士が、県内の社会福祉の増進のために設立した公益社団法人です。

【佐賀県地域生活定着支援センター】

佐賀県より業務委託を受けて、高齢や障害などの理由で支援が必要な刑余者(罪を犯した人)、または罪を犯した被疑者被告人段階の方に対し、面接を通して、本人の意向の聞き取りや関係構築を行い、出所後や釈放後必要な福祉サービスの利用ができるよう調整し、安定した地域生活が送れるよう各関係機関と連携しています。また、保護観察所と協働し、対象者の再犯防止に向け支援を行っています。

(受付時間)平日(土日・祝日・12月29日~1月3日は休み)午前9時~午後6時

(窓口) 電話番号 0952-97-8171 FAX 0952-97-8172

【佐賀県後見センターぱあとなあ】

本会では、公益事業として、権利擁護事業を行なっており、判断能力が不十分な高齢者や障がい者の方々へ対し、成年後見や福祉サービス利用援助事業を行っています。成年後見事業では、県民の方々を対象として、後見制度についての説明や申し立ての相談、啓発活動、講師派遣などを行っています。また、家庭裁判所からの選任を受け、後見人としての活動も行っています。福祉サービス利用援助事業では、ご本人と契約を結び、金銭管理や、生活相談、福祉サービスの利用相談等、ご本人の支援を行っています。

(受付時間)平日(土日・祝日は休み) 午前 9 時~午後 6 時

(相談方法)電話、FAX、メール、面接※要予約

(窓口) 電話番号) 0952-36-5833

【佐賀県生活自立支援センター】【神埼市生活自立支援センター】

平成 25 年 12 月に成立した「生活困窮者自立支援法」に基づき、佐賀県及び神埼市より業務委託を受けて、県内の 10 町と神埼市を担当区域として、生活自立支援センターの運営を行っています。主に、相談者の生活の不安や心配などに寄り添いながら問題解決に向けて、就労支援や多重債務等による家計の経済的な問題など、多様で複合的な問題を抱えた方を関係機関と連携して支援をしています。また、相談の中には犯罪による被害でお悩みの被害者及びそのご家族等からも相談を受付し、関係機関へ連絡調整や同行支援など適切な支援も実施しています。

◇佐賀県生活自立支援センター

(受付時間)平日(土日・祝日・12月29日~1月3日は休み)午前9時~午後6時

(窓口) 電話番号 0952-20-0095

◇神埼市生活自立支援センター

(相談窓口) 〒842-0053 神埼市千代田町直鳥 142番地 千代田福祉センター2階(受付時間)平日(土日・祝日・12月29日~1月3日は休み) 午前9時~午後5時

(窓口) 電話番号 0952-97-6730

④ 佐賀県精神保健福祉士協会

〒843-030Ⅰ

佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙 1919 嬉野温泉病院 気付

佐賀県精神保健福祉士協会 会長 三根 知起

電話番号 0954-43-0157 FAX 0954-43-3440

(組織の紹介)

「精神保健福祉士(PSW)」は、精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格です。広く国民の精神健康保持(メンタルヘルスケア)に資するために、以下のような機関に所属し相談に応じています。

- ・ 医療機関(精神科病院、精神科クリニック、等)
- ・ 障害者総合支援法における施設(介護給付、訓練等給付、地域生活支援や相談支援事業を行う施設、等)
- 福祉行政の関連機関(保健福祉事務所、都道府県・区市役所、児童相談所、等)
- その他(社会福祉協議会、企業内産業保健担当部署、保護観察所、矯正施設、等)

「都道府県精神保健福祉士協会」は、精神保健福祉士を中心に構成されている団体で、福祉・医療・保健・司法・教育・雇用の関係各機関や団体との連携や協力のもとに、保健及び福祉的支援を必要とする方が、安心して地域生活を送れるように支援しています。

被害者支援については、自然災害の被災者や事故、配偶者からの暴力や虐待、犯罪などの被害者に対して 支援及び適切な相談窓口へ紹介等を行います。精神保健福祉士が所属する機関を通じて、医療、経済、居住、 家庭、職業などの諸課題について一緒に考え、改善に向け共に取り組んでいきます。

○ 精神保健福祉士の相談業務

(支援内容)

多数の死傷者を出すような事件・事故等が発生した際に、自治体や民間の関係機関、団体と連携し、被害者の精神保健医療福祉に関するケアを行います。特に精神疾患や精神障害を有する方の支援や、生活困難状況が長引く中でのメンタルケア、生活支援等を提供します。

(受付時間) 平日 午前 9 時~午後 4 時

(相談方法) 電話※要予約

⑤ 日本年金機構

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 電話番号 (代表)03-5344-1100

HP https://www.nenkin.go.jp

○ 健康保険・厚生年金保険・国民年金に関する御相談

	所在地	電話番号	管轄
佐賀年金事務所	〒849-8503	0952-31-4191	佐賀市、鳥栖市、多久市
	佐賀市八丁畷町1-32		小城市、神埼市、神埼郡
			三養基郡
唐津年金事務所	〒847-850Ⅰ	0955-72-5161	唐津市、伊万里市、東松浦郡
	唐津市千代田町2565		
武雄年金事務所	〒843-8588	0954-23-0121	武雄市、鹿島市、嬉野市
	武雄市武雄町大字昭和43-6		西松浦郡、杵島郡、藤津郡
街角の年金相談センター	〒841-0052	0942-50-8151	
鳥栖(オフィス)	鳥栖市宿町1118		
	鳥栖市役所東別館1階		

⑥ 全国健康保険協会佐賀支部

〒840-8560 佐賀市駅南本町 6-4 佐賀中央第一生命ビルIF 電話番号 0952-27-0611(代表)

(組織の紹介)

主に中小企業で働く従業員やその家族の皆様が加入されている健康保険を運営している公法人の保険者です。当協会が運営する健康保険の愛称を「協会けんぽ」といいます。

協会けんぽでは、健康保険に関するご相談、保険給付(医療機関等に受診された際の治療費、傷病手当金、埋葬料等)などを行っています。

⑦ 医療機関(病院·診療所)

【窓口】一般社団法人佐賀県医師会

〒840-0054 佐賀市水ヶ江1-12-10 佐賀メディカルセンター 4階 電話番号 0952-37-1414 FAX 0952-37-1434

(組織の紹介)

医療を提供する場として、全国で約18万施設が存在します。佐賀県においては、医療機能に関する一定の情報についてインターネット等で住民が利用しやすい形で公表される仕組み(医療機能情報提供制度)が設けられています。

県HP『佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム「99 さがネット」』をご覧ください。

(支援内容)

○ 医療の提供等

医療を受ける者の心身の状況に応じて、良質かつ適切な医療を提供します。また、必要に応じて、他の医療提供施設等を紹介します。

○ 警察嘱託医としての協力

警察嘱託医・死体検案等に協力しています。

○ 性犯罪被害者への対応

緊急避妊(性被害を受けてから経過時間が72時間以内の人に有効)、犯人の体液等証拠採取(性被害後、入浴等行う前がよい)を行います。

産婦人科医会では、警察との連携体制の強化、性犯罪被害者対応マニュアルの作成などを通じて、各産婦人科において被害者に対し適切に対応がなされるよう努めています。

(3) 暴力相談関係

① 公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター

〒840-083 | 佐賀市松原 | 丁目 | - | 県警察本部別館2階 電話番号 0952-23-9 | 10

(組織の紹介)

都道府県公安委員会に指定された公益財団法人であり、暴力団のいない安全で明るく住みよい社会の実現を目指しつつ、暴力団員による不当な行為と被害の防止を図ることを目的として設立された団体です。

〇 暴力相談活動

(支援内容)

弁護士、少年指導委員、保護司、警察OBが、面談・電話等により、暴力団による被害の防止、回復に向けたアドバイスを行っています。出張相談も行っています。

※ また、毎月第2木曜日午後、弁護士、警察、センター3者による特別相談日を設けています。

〇 見舞金の支給

暴力団員の不当な行為により被害を受けた方に対して、見舞金の支給を行っています。

○ 暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動

暴力団事務所撤去訴訟や損害賠償請求訴訟に係る費用等の無利子貸付け等を行っています。 (対象要件等)

暴力団員を相手とする民事訴訟を提起し、又は、しようとしている方等

○ 暴力排除組織等に対する助成

暴力排除組織が行う暴力団事務所撤去運動等にその経費の全部又は一部助成を行います。

(4) 交通事件·事故相談関係

① 公益財団法人日弁連交通事故相談センター

〒840-0833 佐賀市中の小路7-19 佐賀県弁護士会館

電話番号 0952-24-3411

HP http://www.n-tacc.or.jp/

(組織の紹介)

全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、損害賠償額の算定等交通事故の民事上の法律 問題について弁護士による交通事故相談・示談あっせん・審査を無料で行っています。

〇 面接相談

(支援概要)

損害賠償責任者の認定、損害賠償額の算定、その他交通事故の民事上の法律問題等について弁護士が面接相談を行います。また、損害賠償の交渉で相手方と話し合いがつかない時には、弁護士が双方の間に入り、中立・公正な立場で示談が成立するよう、示談あっせんも行っています。示談あっせんの申出は、面接相談を行い、相談担当弁護士がその適否を判断します。

(対象者)

自賠責保険に加入することを義務づけられている車両(自動車損害賠償保障法第2条第1項)による国内での「自動車・二輪車」事故の民事関係の当事者

(相談時間)

每週火曜日 午後1時30分~午後4時※要予約

(問い合わせ)

電話番号 0952-24-3411

② 公益財団法人交通事故紛争処理センター

(福岡支部) 〒810-0001 福岡市中央区天神1-9-17 福岡天神フコク生命ビル 10階 電話番号 092-721-0881

HP https://www.jcstad.or.jp/

(組織の紹介)

交通事故の紛争の適切な処理と公共の福祉を目的として全国にIIか所の拠点を設け活動しています。当事者間において、損害賠償などの問題について解決が図れないときに、公正・中立の立場で、無償で紛争解決の支援を行います。

○ 法律相談・和解のあっせん

(支援概要)

交通事故に遭われた方の面接相談を行い、弁護士や法律の専門家による交通事故の相談・和解のあっせん、審査を行います。対象要件等については、電話予約の際に案内します。

(相談方法)

面接 ※要予約

(窓口)

福岡支部 電話番号 092-721-0881

③ 一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構

(東京) 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル11階 (大阪) 〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町3-2-15 モレスコ本町ビル2階

※ 電話番号 0120-159-700

午前9時~午後0時、午後1時~午後5時

月~金曜日(祝祭日、年末年始は除く)

(組織の紹介)

自賠責保険金・共済金の支払について、支払の適正化を図ることを目的として国から指定された紛争処理機関であり、被害者や自賠責保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、公正かつ適確な解決を目指し、支払内容について審査・調停を行っています。

紛争処理

(支援内容)

公平中立で専門的な知見を有する弁護士、医師及び学識経験者で構成する紛争処理委員会において、保 険会社・共済組合の支払内容の妥当性について審査を行います。

調停は書面による審査で事務所へ出向く必要はなく、また、紛争処理の審査は原則として無料です。 (対象者)

自動車事故の当事者(死亡事故の場合はご遺族)又はその代理人

④ 一般社団法人日本損害保険協会

HP https://www.sonpo.or.jp/

(組織の紹介)

損害保険業の健全な発展と信頼性の維持を図り、安心かつ安全な社会の形成に寄与することを目的として設立された損害保険会社を会員とする事業者団体で、相談・苦情に対応しています。

○ そんぽADRセンター「損害保険相談・紛争解決サポートセンター」

(支援概要)

日本損害保険協会のお客様対応窓口で、損害保険に関するご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援(和解案の提示等)を行っています。

なお、そんぽADRセンターが取り扱う苦情や紛争の範囲は、当協会との間で指定紛争解決機関に関する手続実施基本契約を締結した損害保険会社に関連するものに限られます。

損保協会本部および全国各地の支部(10支部)に設置され、自動車保険・自賠責保険の保険金請求に関する相談、損害保険に関する様々な相談・照会・苦情に対応しています。 (窓口)

そんぽADRセンター九州

〒810-0041 福岡市中央区大名2-4-30 西鉄赤坂ビル9階

電話番号

0570-022-808 (ナビダイヤル)

092-235-1761(直通)

受付時間

月曜~金曜日(祝、休日及び | 2月30日~|月4日を除く)午前9時 | 5分~午後5時

⑤ 独立行政法人自動車事故対策機構 (NASVA)

(佐賀支所) 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル4階 電話番号 0952-29-9023 FAX 0952-29-9024 HP http://nasva.go.jp

(組織の紹介)

被害者支援と自動車事故防止を通して、安全・安心・快適な社会作りに貢献します。

- ~ 自動車事故被害者に特化した支援制度 ~
- 育成資金無利子貸付
 - ·交通遺児等育成資金貸付

自動車事故により保護者が亡くなったり、重い後遺障害を残すこととなった家庭の中学校卒業までのお子様に貸付しています。

〇 相談業務

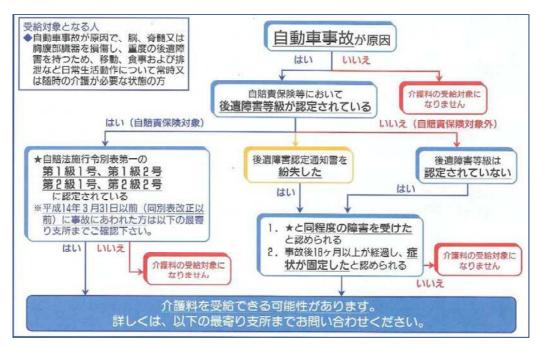
·NASVA交通事故被害者ホットライン

(電話番号) 0570-000738 (平日 10:00~12:00、13:00~16:00)

〇 介護料支給

自動車事故が原因で、「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に重度の後遺障害が残り、日常生活において「常時」又は「随時」の介護が必要な方に介護料を支給します。

独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA:ナスバ) の介護料 受給資格認定フロー



※ 詳しくは、佐賀支所までお問い合わせください。

⑥ 公益財団法人交通遺児等育成基金

(事務局) 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

電話番号 03-52|2-45|| FAX 03-52|2-45|2 0|20-|6-36||(通話料無料)

※ 支援給付の問い合わせ先

電話番号 03-3237-0158 FAX 03-3237-8931 受付時間〔事務対応時間〕平日午前9時~午後5時

HP http://www.kotsuiji.or.jp/

(組織の紹介)

自動車事故による被害者家族その他の生計困難家庭に対する援護事業を行うことにより、公共の福祉を増進することを目的として設立された、国土交通省及び厚生労働省の許可法人で、平成23年11月1日、(財)自動車事故被害者援護財団を吸収合併し、業務内容を交通遺児等の支援事業へと拡大し、平成25年4月1日からは、内閣総理大臣の公益認定を受け、公益財団法人交通事故維持等育成基金として運営しています。

〇 育成基金の給付

(支援内容)

交通遺児が拠出した拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて安全・確実に運用し、遺児が満19歳に達するまで定期的に育成資金の給付を行います。

※ 加入時の年齢により費用は異なりますので、詳しくはホームページをご覧下さい。

(対象者)

自動車事故により死亡された方の遺族であって、満16歳未満の児童かつ一定額の拠出金を拠出できる方

○ 生活資金等の支給

・越年資金

義務教育終了前の交通遺児等がいる特に生計困窮度が高い家庭に対し、その家庭が、新年を迎えるに当たり生活資金を必要とする場合に支給するものです。

・入学支度金

特に生計困窮度が高い交通遺児等家庭に対し、子弟が小学校・中学校に入学する場合に、入学準備のお祝いとして支給するものです。

・進学等支度金

特に生計困窮度が高い交通遺児等家族に対し、子弟が義務教育を終了し直ちに上級学校に進学又は就職する場合に激励として支給します。

○ **緊急時見舞金**(支援内容·対象要件)

- ・ 義務教育終了前の交通遺児等がいる特に生計困窮度が高い自動車事故被害者家庭に対して、当該家 族が死亡した場合又は重度の後遺障害を被った場合、一家庭につき一定額を支給します。
- ・ 当該家庭の家屋が災害等により全壊又は半壊の甚大な被害を受けた場合に、一家庭につき一定額を支給します。
- ・当該家庭が災害等により家屋に著しい損害を受けた場合等に、一家庭につき一定額を支給します。
- ※ 交通遺児等とは、交通遺児及び、交通重度障害を負われた方のご子弟。

⑦ 公益財団法人交通遺児育英会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-1 平河町ビル3階 電話番号 03-3556-0771(代表) FAX 03-3556-0775 HP https://www.kotsuiji.com/index.html

(組織の紹介)

教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的として、交通事故が原因で死亡した方や著しい後遺障害がある方の子女等のうち、経済的な理由で修学が困難な方に学資を貸与しています。

○ 奨学金の貸与

(支援内容)

高等学校以上の学校に通うための学費を必要としている方に、奨学金を無利子(一部給付制度あり)で貸します。

(対象者)

保護者等が自動車事故や踏切事故など、道路における交通事故で死亡、あるいは重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること。(申込時25歳までの方)

(窓口)

応募資料請求

電話番号

0120-521286 (フリーダイヤル) 03-3556-0773 (奨学課・直通)

受付時間

月~金曜日(土日、祝日、年末年始及び創立記念日(5月2日)を除く) 午前9時~午後5時30分

(5) その他

① 公益財団法人日本財団

〒107-8404 東京都港区赤坂1-2-2 電話番号 03-6229-5111 FAX 03-6229-5160 預保納付金支援事業HP http://nf-yoho.com/

(組織の紹介)

公益財団法人日本財団は、子ども、障害者、高齢者、災害支援等を行っている日本最大の財団です。 日本財団は、振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金支援事業の担い手として、犯罪被害に遭われた 方の子どもで、学費の支弁が困難な方を対象に、奨学金の給付を行っています。

まごころ奨学金(給付型)

(対象)

保護者または本人が、理不尽な犯罪に遭遇し、経済的に不安定となったために、奨学金の給付を必要とする家庭の子どもで、高校・特別支援学校高等部・専修学校(専門課程・高等課程)・高等専門学校・短大・大学・大学院に在学しているか進学を予定している方

(形式) 給付

(期間) 在学する学校の正規の修学期間

(給付額)

区分	月額	入学一時金
大学院	5万円	30万円
大学·短大、高等專門学校4年以上 専修学校專門課程	5万円	30万円
高等学校、高等専門学校3年以下、専修学校 高等課程、特別支援学校高等部	国立·公立 1.7万円 私立 2.5万円	5万円

(申請)

日本財団まごころ奨学金 係(電話番号 03-6229-5111)

又はホームページをご確認ください。

ご申請は随時受け付けております。

(審査期間)

申請から審査・給付開始まで、おおよそ4か月~6か月間かかります。

② 独立行政法人日本スポーツ振興センター

HP http://www.jpnsport.go.jp/anzen/

(組織の紹介)

我が国におけるスポーツの振興、児童生徒等の健康の保持増進を図るための中核的・専門的機関です。また、スポーツの普及等に関する各種業務のほか、災害共済給付業務及び学校安全支援業務などを行っています。

災害共済給付

(支援内容)

日本スポーツ振興センターと学校・保育所等の設置者との契約(災害共済給付契約)により義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園や保育所等の学校の管理下における災害(負傷、疾病、障害又は死亡)に対し、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金を支給します。

給付金の支払請求は、学校の設置者がセンター(支所)に対して行い、給付金はセンター事務所から学校の 設置者を経由して児童生徒等の保護者に支払われます。

また、保護者も学校の設置者を経由して給付金の支払請求をすることができます。

- ※ 共済掛金が必要です。
- ※ 医療保険各法(健康保険、国民健康保険等)に基づく療養に要する費用の額がひとつの災害につき 500点(5,000円)以上のものについて医療費を支給しています。

(対象要件)

詳細は、在籍する学校にお問い合わせください。